

Faculty Development Handbook

Vol.
3

もっと!!

学生を元気にするために

学生生活担当教員の手引



Faculty Development Handbook

Vol.
3

もっと!!

学生を元気にするために

学生生活担当教員の手引



はじめに

「もっと!! 学生を元気にするために ― 学生生活担当教員の手引 ―」をお届けします。

愛媛大学は大学憲章の中で「学生中心の大学作りに努める」ために、「学生が入学から卒業・修了まで安心して充実した大学生活を送ることができる支援体制を築く」ことを謳っています。

学生中心の大学であるためには、学業のみならず修学全般にわたっての学生支援が必要であり、それは大学にとっても、学生の豊かな創造性、人間性、社会性を養うとともに、個人の自立を促す大切な社会的責任というわけです。

そのためには、大学全体としての組織的取組みと並行して、個々の教員の役割がとて大切になってきました。学生は教職員との人間的なふれあいを通して、切磋琢磨しながら成長していくものであり、一方では、学生の悩みや修学上の問題は、もっとも身近な教員― 学生生活担当教員等 ― に寄せられることが多いからです。

本ハンドブックでは、学担教員の役割を大きく「学修支援」「学生生活支援」「生活上の危機管理」の3つに分けて提示しました。少々大げさですが、学生生活のすべてと言っても過言ではありません。それぞれの場面について、学生とどう向き合うか、或いは学生が抱える様々な問題に対してどのように対応するかを、具体的・実践的に示したものです。学生との面談の進め方や学生を支援する上での課題別対応方法なども、幾つかの事例として掲載しました。

ところで、学生支援で忘れてはならないのは、学生生活担当教員が一人で解決するのが困難な問題が生じたときのことです。その時は、なるべく早く周囲の教員や組織と連携することが肝心で、学生支援センターや総合健康センターの知恵や力を借りることもひとつの方法です。そのための必要な窓口や連絡先も提示しました。

作成に当たっては、学生支援センター教員を中心に、学内から公募した委員で議論し、半年にわたる作業を行ってきました。多忙な合間を縫っての作成作業に心から謝意を表します。

本ハンドブックが「学生中心の大学」となるべく、教職員の皆様に活用されるとともに、「元氣な愛媛大学」として学生教職員の交流が進むことを願っています。

平成 18 年 3 月

愛媛大学教育・学生支援機構学生支援センター長
曲 田 清 維

◎ 第1章 面談チェックリスト ～効果的な5分間面談のために～

1 - 1 . 新入学期.....	2
1 - 2 . 1年次後期.....	4
1 - 3 . 2年次前期.....	6
1 - 4 . 2年次後期.....	8
1 - 5 . 3年次前期.....	10
1 - 6 . 3年次後期.....	12
1 - 7 . 4年次前期.....	14
1 - 8 . 4年次後期.....	16

◎ 第2章 学生生活担当教員の悩み ～こんな時どうすればいい?～

2 - 1 . 学習上の支援.....	19
1) 親への成績表送付	
2) 主体的な学習スタイルへの適応支援	
3) 論文指導を通じて学生生活の破綻を防止	
2 - 2 . 生活上の支援.....	22
1) ストーカーや痴漢被害の予防	
2 - 3 . 身体障害を有する学生への支援.....	23
1) 授業支援	
2) キャンパス環境の整備	
3) 学生生活全般に関する支援	
2 - 4 . 現代学生の様々な悩み.....	25
1) 不登校・アパシー	
2) 人権問題・ハラスメント	
3) カルト問題	
4) その他の問題	

2 - 5 . 青年期に起きやすい心理的問題.....	30
1) 不安・パニック障害	
2) 精神的支援とプライバシーの問題	
3) アスペルガー障害	
4) 不安定な人格	
5) 緊急例への対応	

◎第3章 学内・学外連携システム

3 - 1 . 学生支援における連携について.....	35
3 - 2 . 学生支援センターの役割.....	35
3 - 3 . 連絡先リスト（学内）.....	36
3 - 4 . 連絡先リスト（学外）.....	43

◎資料集

1 . 学習状況のチェック方法 ~ 工学部機械工学科の実践「達成度表の活用」~	47
2 . アサーティブ・コミュニケーション.....	49
3 . アカデミック・ハラスメントとは.....	49
4 . 課外活動.....	52
5 . 障害学生の支援.....	55
6 . 発達障害学生の支援.....	60
7 . 交通事故の防止.....	61
8 . 悪質な勧誘についての注意.....	63
9 . 企業宛の手紙・電話（就職活動）.....	64
10 . 関係規程（愛媛大学学生生活担当教員規程、愛媛大学学生準則）.....	68
11 . 課外活動等中に事故等があった場合の連絡体制	72

第1章

面談チェックリスト

～効果的な
5分間面談のために～

本章では、成績を渡す際に学生生活担当教員（以下「学担教員」という。）に行ってほしい簡単な面談の手引きを示しました。面談の内容は、「学修について」、「学生生活について」、「生活上の危機管理について」の3項目で構成し、各期に必要なチェックポイントを挙げました。また、各期に生じやすい問題についてトピックとして取り上げています。面談の際の保存資料として活用できるよう、チェックリスト形式のレイアウトにしています。コピーしてお使いください。その際には、くれぐれも情報の保管に留意してください。

第1章

面談チェックリスト

～効果的な
5分間面談のために～

1-1. 新入学期	2
1-2. 1年次後期	4
1-3. 2年次前期	6
1-4. 2年次後期	8
1-5. 3年次前期	10
1-6. 3年次後期	12
1-7. 4年次前期	14
1-8. 4年次後期	16

学生生活担当教員の役割

修学支援：学生が所定の単位を修得し、卒業・修了するまでの履修指導、学習指導などの教務的なサポートを行う。

学生生活支援：個々の学生の進路や将来についての指導・助言を行う。また、学生の経済上の問題や生活上の様々な問題や悩みについて相談相手になり、一人ひとりの学生が豊かな大学生活を行うための支援を行う。

生活上の危機管理：災害や緊急時の対応や、事件・事故の対応を行う。また、学生の危機管理に関する助言や指導を行う。

第1章

1-1. 新入学期

教務課
TEL 089 -
927 - 8910
初年次科目、新入生
セミナーの
学習状況の
確認

■ 学修について

カリキュラムを理解し、1年次前期に必要な履修登録ができています。

大学生活で何をしたいか述べる事ができる。

教員 新入生が適切に学修を行えるよう、カリキュラムなどをわかりやすく説明し、4年間の授業計画や履修の方法を指導する。

■ 学生生活について

サークル活動やアルバイトについて考えている。

身近に相談できる友人がいる。

教員 大学生活への適応を促し、自分で考え、社会性を身につけることができるように見守る。

■ 生活上の危機管理について

安全な通学方法を考える事ができる。

強引な勧誘や悪徳商法に引っかかる危険があることを知っている。

食事の管理や病気のときの対処、住居の戸締りなどの生活管理ができる。

事件・事故にあった時には、速やかに学担教員に連絡する。

経済的支援が必要な場合

奨学金の手続きができる。

教員 学生の対処能力や危機管理能力を確認し、事件や事故に巻き込まれないように必要に応じて助言する。

痴漢・ストーカー予
防について
22ページ
悪徳商法に
ついて
63ページ
カルト勧誘
28ページ
学生生活課
TEL 089 -
927 - 9099

新入学期は新しい生活に適應するための最も重要な時期です。入学より4週間以内に担当学生と面談し、履修への助言や、大学生活への適應を確認してください。

新入学生は生活の範囲も交友関係も急激に広まります。大学生になり、自分で考え、自分で判断して行動するための社会性を身につけるとともに自立に向けて様々な挑戦を行っていかねばなりません。大学のシステムに適應していくためには、些細なことを相談できる友人や仲間づくりも大切になります。実家から離れて初めてひとり暮らしを体験する学生にとっては、生活の整えも重要な課題となります。この時期には特に学生に対するやさしさと思いやりをもった対応を心がけてください。

【新入学期のカルト勧誘問題について】

これまでの高校生活では、学習面や生活面で配慮されることが当たり前なので、新入学生は大学での生活にはかなり驚くことでしょう。たとえば大学からの連絡はほとんどが掲示、ホームページでの一斉連絡で、個別通知は行われません。必要な情報をキャッチできなくても見逃した者が悪いこととなります。教員と接する機会も少なく、授業を一緒に受けるクラス単位の教室もありません。新入生はキャンパスの中に自分の居場所を見つけるまで、相当に不安な期間を過ごします。このように新入生にとって非情とも思えるキャンパスにおいて、並はずれて親切なサークルや頼りになりそうな先輩が優しく手を差し伸べてきたとすれば学生はどう対応するでしょう？このような手段を用いたキャンパス内での「カルト」勧誘が、愛媛大学でも横行しています。 P 28 カルト問題

新入生の孤立を防ぐために、初年次教育・新入生セミナーなどの場を活用し、きめ細かな見守りが必要でしょう。

【仲間づくりについて】

新入学生にとって重要な課題となるのが新しい環境でいかに仲間を作っていくかということです。大学には高校までと違ってクラス単位の教室がなく、学生が自分から関わりを求めていかないと新しい仲間ができていきません。学部学科内で、新入生間の関係づくりを支援するために、合宿を実施したり定期的なミーティングを開催することが大変有効です。また、新入生セミナーで4・5人のスタディ・グループを作らせたり、上級生の学生をサポート役につけたりする策も有効でしょう。入学し親元を離れ一人暮らしを始めて、ホームシックにかかる学生も多いでしょう。新しい環境への適應に難しさを感じ、大学生活の基礎を作れないこともあります。面談などを通じての見守りが必要です。

友人作りの難しさや寂しさを訴える学生には、先輩学生に相談できる場である「ピア@カフェ」や「スタディ・ヘルプ・デスク」に行ってみようすすめるのもよいでしょう。また、毎週火曜日の夜に行われるイベント「火曜ナイトサロン」も学生同士の交流の場になっていますので、参加をすすめてください。

第1章

1-2. 1年次後期

■ 学修について

大学での学習に必要な能力を身につけており、自ら勉学に取り組むことができる。

希望の進路がイメージできており、未来に向けて意欲的な学習が行える。

1年次前期に必要な科目が習得できている。

教員 必要単位の取得が不足している場合、その原因と解決策を学生とともに考える。

■ 学生生活について

勉学と、サークル活動やアルバイトなど課外活動とのバランスが取れている。

生活パターンを自分で調整することができている。

身近に相談できる友人がいる。

夏休みの過ごし方や家族との関わりについて話す。

教員 大学生活を楽しく有意義に過ごせているか確認する。

■ 生活上の危機管理について

これまでの大学生活で危険を感じた体験はないか確認する。

心身の健康について自分の現在の状態を適切に判断することができる。

食事の管理や病気のときの対処、住居の戸締りなどの生活管理ができている。

事件・事故にあった時には、速やかに学担教員に連絡する。

初年次科目、新入生セミナーの学習状況の確認

学習状況チェック方法の例
47 ページ

課外活動について
52 ページ

交通事故
61 ページ

悪徳商法
63 ページ

カルト勧誘
28 ページ

防犯
22 ページ

総合健康センター

TEL 089 - 927 - 9193

1年次後期は初めて大学での学習結果を確認することで、自分自身の学習力を見直し、さらなる成長を促すための絶好の機会です。また大学生活に適応した学生たちは、自由と挑戦を胸に、さらに自分の世界を広げていくことでしょう。この時期には学生の本分である勉学について考えるとともに、大人になるための社会性を身につけるための最初の重要な振り返りの時期です。あるいは、自分の目指す進路と適性について少しずつ考え、自分の選択したコースに満足して学習が行えるような支援が必要となります。

【スチューデント・アパシー、引きこもり】

これまでの高校生活と異なり自律して登校しなければならない大学生活は、しばしば、さして深い理由もないままに学生を不登校の状態に陥らせます。担当学生の修学状況のチェックを行ってください。 P.25 不登校・アパシー

【課外活動、ボランティアに対する考え方】

愛媛大学は課外活動を大学教育の重要な一部と位置付けています。課外活動は本来学生が自主的に行うべきものです。しかし、その活動が有益かつ効果的に行われるためには、大学側の適切な指導・援助・活動の場の提供等が必要であり、そのような観点に立った積極的な援助が不可欠です。 P.52 課外活動

ボランティア活動は社会福祉に限らず、教育、文化、スポーツ、国際交流、環境問題への取り組みなどの幅広い活動を通じて、学業だけでは学べない多くのことを体験でき、自己形成の上で極めて重要です。また、教員採用試験のみならず、多くの就職試験に影響すると考えられます。積極的に参加するように指導してください。 P.53 ボランティア活動

第1章

1-3. 2年次前期

■ 学修について

専門教育科目の学び方がわかり、意欲的な学習が行える。

1年次後期に必要な科目が取得できている。

教員 必要単位の取得が不足している場合、その原因と解決策を学生とともに考える。

■ 学生生活について

勉学と、サークル活動やアルバイトなど課外活動とのバランスが取れている。

生活パターンを自分で調整することができている。

身近に相談できる友人がいる。

春休みの過ごし方や家族との関わりについて話す。

教員 大学生活を楽しく有意義に過ごせているか確認する。

■ 生活上の危機管理について

1年次の問題点を振り返り、必要に応じて問題解決や軌道修正が行える。

心身の健康について自分の現在の状態を適切に判断することができる。

初年次科目、新入生セミナーの学習状況の確認

学習状況チェック方法の例

47 ページ

交通事故
61 ページ

悪徳商法
63 ページ

カルト勧誘
28 ページ

防犯
22 ページ

総合健康センター

TEL 089 -
927 - 9193

2年次前期は大学生活を最もものびやかに送る時期です。しかし、自分の所属する学科、専門分野などに対する不安や悩みが具体的に現れる時期でもあります。また課外活動にも慣れ、生活の範囲も拡大してきています。

【交通事故、その他の事件・事故】

近年、本学学生の交通事故が急増し、加害・被害両方の立場から死亡事故を含む重大事故が発生しています。今日の危険の多い交通環境の下で、生命の尊重を基本理念とし、学生自身が主体的・自主的に考え行動できる能力を身につけなければならないことは言うまでもありません。また、学生同士の同乗による事故についてもその責任性を自覚させる必要があります。 P.61 交通事故の防止

交通事故 連絡先 089 - 927 - 9099

交通事故のみでなく、従来はあまり耳にしなかったような事件・事故に学生が巻き込まれる事態も、近年徐々に増加しています。学生が事件・事故に巻き込まれた場合には必ず学担教員に連絡があります。学担教員は、学部・学科と連携しながら学生や保護者に対する窓口の役割を担うこととなります。場合によっては警察から学生生活上の情報提供を求められる場合もあるでしょう。学生の自由を尊重することが大学のこれまでの姿勢であり、時には、「大学生に対して、そこまで手取り足取り教えなければならないのか？」と首をかしげることもあります。しかし、刻々と変化する現代社会のトラブルを未然に防ぐための知恵を学生に授けることも、教員の大人としての役割ではないでしょうか？

連絡先 089 - 927 - 9099

【キャリア開発支援の必要性】

大学の選択を、偏差値を基準として考える高校までの感覚を引きずってか、就職先までいずれ何とかなるだろうと漠然と構えている学生が多いのではないのでしょうか。しかし、これまでのように就職さえすれば組織主導で継続した雇用に則り、生涯つつがなく職業キャリアを送ることのできた時代はもう終わりがきています。大学教育においても、学生たちのキャリア意識を高め、キャリア開発支援を行っていく必要があります。実際、学生の就職指導室や学生相談室への相談内容には、卒業後の進路と現在の学業の関係といったようなこれまではなかったものが増えています。現実の就職活動を始める前に、現在の学習が自分の未来にどのように花開くかを意識することや、学習活動の中から自分の適性を自覚することなどを通して、進路選択に関して何度も何度も自問自答する機会を与えることが必要でしょう。 各学部就職指導担当

就 職 支 援 室 089 - 927 - 8108

学生支援センター 089 - 927 - 8117

第1章

1-4. 2年次後期

■ 学修について

専門教育に適応でき、意欲的に勉学に取り組むことができる。

希望の進路に応じた単位の取得ができる。

2年次前期に必要な科目が習得できている。

教員 必要単位の取得が不足している場合、その原因と解決策を学生とともに考える。

■ 学生生活について

勉学と、サークル活動やアルバイトなど課外活動とのバランスが取れている。

生活パターンを自分で調整することができている。

身近に相談できる友人がいる。

夏休みの過ごし方や家族との関わりについて話す。

教員 大学生活を楽しく有意義に過ごせているか確認する。
生活を自己調整（管理）できているか確認する。

■ 生活上の危機管理について

これまでの大学生活で危険を感じた体験はないか確認する。

心身の健康について自分の現在の状態を適切に判断することができる。

食事の管理や病気のときの対処、住居の戸締りなどの生活管理ができている。

事件・事故にあった時には、速やかに学担教員に連絡する。

学習状況
チェック方法の例
47ページ

交通事故
61ページ
悪徳商法
63ページ
カルト勧誘
28ページ
防犯
22ページ
総合健康センター
TEL 089 -
927 - 9193

2年次後期には、学部・学科によっては研究室の選択が始まるなど、学習の専門分化が求められます。社会人になることを明確に意識しながら、自分の人生設計について真剣に考えるべき時期となります。

【生活パターンの乱れ】

特に長期休暇明けには、生活上の変化が少ないことなどから、それまでの生活パターンが崩れ、不規則な生活になるなどなかだるみしやすい時期です。その結果、スランプや無気力、学業意欲の減退、不登校などの問題が発生することもあります。また、サークルやアルバイトで中心的役割を担うようになることで、生活を自分で調整できず、授業に出てこなくなることもあり、結果として留年してしまう学生がいます。面談時に気になった学生には、面談期間以外にも担当学生の修学状況のチェックを行うことが必要でしょう。 P.25 不登校・アパシー

【コミュニケーション・スキル】

この時期に専門教育の授業やゼミナールが始まるため、これまでとは違う授業スタイルや能動性を求められる学習スタイルに適應できないことがあります。

一般に現在の若者は「きれ」「むかつく」といった単純な言葉で、様々な感情を表現したり、簡略化した言葉で会話を構成する傾向があります。これらの話し方は彼らの本心を隠し、表面的なつながりを中心にした人間関係をつくるもので、それは同時に集団からはみ出さないように自己防衛的な言動とも受け止められます。一方、子どもの頃から大人に逆らわず、言われたことを素直に聞くといった「よい子」も急増しています。従順である「よい子」は、自分の思いを心の奥深くに押し隠したり、自分の感情や思いが把握できていなかったり、周囲に自分をあわせすぎたりするため、自己コントロール力が低い傾向にあるようです。いずれも自分の感情や思いに応じた表現方法や手段がわからない現代の若者に、どのようにして能動的な学習をすすめればいいでしょう？

P.49 アサーティブ・コミュニケーション

第1章

1-5. 3年次前期

■ 学修について

専門教育科目の学習に必要な能力を身につけており、自ら勉学に取り組むことができる。

選択した専門領域の学習に満足している。

希望の進路がイメージできており、未来に向けて意欲的な学習が行える。

2年次後期に必要な科目が取得できている。

【教員】 必要単位の取得が不足している場合、その原因と解決策を学生とともに考える。

■ 学生生活について

勉学と、サークル活動やアルバイトなど課外活動とのバランスが取れている。

生活パターンを自分で調整することができる。

身近に相談できる友人がいる。

夏休みの過ごし方や家族との関わりについて話す。

【教員】 大学生生活を楽しく有意義に過ごせているか確認する。
生活を自己調整（管理）できているか確認する。

■ 生活上の危機管理について

心身の健康について自分の現在の状態を適切に判断することができる。

食事の管理や病気のときの対処、住居の戸締りなどの生活管理ができている。

事件・事故にあった時には、速やかに学担教員に連絡する。

学習状況
チェック方
法の例
47ページ

総合健康セ
ンター
TEL 089 -
927 - 9193

3年次前期は全員が自分の進路を具体的に意識することが求められる時期です。専門教育科目の学び方にも慣れ、仲間と自由に意見をたたかわせることを経験することで自立と自律の意識が高まってきます。学部によっては、就職活動も意識し始めます。これまでの学習の成果を振り返り、自己評価しながらさらなる成長を目指したり、自分に不足している部分を補ったりすることを支援することが必要でしょう。

【研究室配属に関する悩み】

この時期の学生は研究室に配属され、ゼミや研究活動が中心となる学習形態への変化に戸惑う学生も少なくありません。レポート作成やゼミでの発表、実験などを通じて積極的に自分の考えを出すことを求められるようになります。学生はこうした能動的な学習に適応できないことがあります。学部3年までは研究室は未知の世界であり、研究内容・雰囲気・求められる生活スタイル・メンバーの人柄や人間関係などを考慮し、説明会やパンフレットで短期間で研究室を決めることはかなり困難なようです。また、風評や思い込み、あるいは抽選などで研究室を決めることになり、所属した後に落胆したり戸惑ったりする学生もいます。多くの学生は研究室に配属されると所属感を持てることで落ち着きを取り戻しますが、いきなり密な人間関係に身を投じることに不安や戸惑いを感じる学生もいます。学生の研究室への適応状態を観察し、必要に応じて研究室外の教員の立場からの助言も必要でしょう。

P 20 主体的な学習スタイルへの適応支援

P 21 論文指導を通じて学生生活の破綻を防止する

【海外渡航に関する注意】

学年が進むと、卒業旅行を始め海外旅行を計画する学生も増えてきます。海外の文化に触れる経験は、学生たちの成長を促すことでしょう。しかし、海外では日本人が巻き込まれる事件や事故が依然として多発しており、一部凶悪化する傾向も見られます。また、様々な感染症に対する注意も必要です。旅行会社のパック旅行等を利用しない個人旅行の場合は、特に安全に対する自己管理が必要です。「知識」と「意識」をしっかりとって、海外旅行を行うように指導してください。

一般渡航者向け海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

【インターンシップ】（該当学部のみ）

インターンシップは、学生自身が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を通じて、職業適性や将来設計を体得することを目的としています。若年者の職業意識を育成し、適切な職業選択を促進するために、学生に積極的に参加するよう指導してください。

問い合わせ先 就職支援室 089 - 927 - 8108

第1章

1-6. 3年次後期

■ 学修について

希望の進路がイメージできており、未来に向けて意欲的な学習が行える。

インターンシップに参加した場合、インターンシップでの学習成果をまとめている。

卒業研究のイメージができています。

3年次前期に必要な科目が取得できている。

教員 必要単位の取得が不足している場合、その原因と解決策を学生とともに考える。

■ 学生生活について

勉学と、サークル活動やアルバイトなど課外活動とのバランスが取れている。

生活パターンを自分で調整することができている。

身近に相談できる友人がいる。

夏休みの過ごし方や家族との関わりについて話す。

教員 大学生活を楽しく有意義に過ごしているか確認する。

■ 生活上の危機管理について

これまでの大学生活で危険を感じた体験はないか確認する。

心身の健康について自分の現在の状態を適切に判断することができる。

食事の管理や病気のときの対処、住居の戸締りなどの生活管理ができている。

事件・事故にあった時には、速やかに学担教員に連絡する。

交通事故
61 ページ
悪徳商法
63 ページ
カルト勧誘
28 ページ
防犯
22 ページ
総合健康センター
TEL 089 -
927 - 9193

3年後期は卒業研究に対するイメージを明確にし、大学での学習の総仕上げに取り組む心構えが必要です。また、就職活動、進学について具体的なスケジュールを立て、個々に必要な情報を集めたり行動したりすることが求められます。

【キャンパス内でのハラスメント】

大学の中でのハラスメントに関して、複雑な背景や予防・対策の難しさから、教員として関与することを尻込みしてしまうこともあるでしょう。しかし、少なくとも学生が被害者となっている場合には早急な対応が必要です。これまで報告されてきた事例では、「研究室」という閉じられた関係性の中で発生するケースが多く報告されています。また、生活の範囲や交友関係が広まる大学生活では、学生間のセクシャル・ハラスメントも起きやすい状況が考えられます。学生が被害者や加害者にならないように見守るとともに、将来社会人になる時に当然身につけるべき教養として人権意識の涵養を促してください。

P.27 人権問題・ハラスメント

P.49 アカデミック・ハラスメントとは

【大学生のキャリア意識】

多くの学部では、3年次の夏休み頃から希望の進路イメージと具体的な職業選択を結びつける活動が行われます。中には希望の進路イメージと現実の職業選択のズレを覚え、「自分に何が向いているかわからない」と訴える学生も出てきます。キャリア意識の未熟な学生たちは職業選択に対して、どこか他人事で、いずれ何とかなるだろうと決定を先延ばししているようです。いつかは終わらざるを得ないモラトリアム期を楽しんでいるようですが、くったくのない表情の下には漠然とした不安感を秘めています。このような学生には、就職選択の前に自己理解や自己分析を繰り返し、自分と社会にしっかりと向き合う体験が必要となるでしょう。学生たちの主体的なキャリア形成を支援するためには、集合型のセミナーの他に、インターンシップへの参加や、個別相談、キャリアカウンセリングなどが必要でしょう。

第1章

1-7. 4年次前期

■ 学修について

希望の進路のイメージができており、その進路に向けた具体的な学習や活動が行える。

卒業研究のイメージができており、研究計画の概要を話すことができる。

3年次後期に必要な科目が取得できている。

4年間で修得する単位を確認し、あと1年で卒業の要件を満たしているか確認できる。

教員 必要単位の取得が不足している場合、その原因と解決策を学生とともに考える。

■ 学生生活について

就職に必要な手続きが行えている。

進学や就職に必要な情報収集を行えている。

身近に相談できる友人がいる。

教員 最終学年を有意義に過ごすための心構えを確認する。

■ 生活上の危機管理について

心身の健康について自分の現在の状態を適切に判断することができる。

事件・事故にあった時には、速やかに学担教員に連絡する。

学習状況
チェック方
法の例
47ページ

総合健康セ
ンター
TEL 089 -
927 - 9193

4年前期は最終学年の自覚をもち、卒業研究などを行うことで大学生活の総仕上げに取り組む時期です。社会人になることへの期待と不安も具体的になり、思いがけないほどのストレスを感じている学生もいます。

【就職活動】「愛媛大学就職の手引き」より抜粋

現在、全国の国公立大学、約500校に約200万人余の学生が学んでいます。単純に計算すると、毎春、約50万人が巣立っていき、それぞれの職場に就くこととなります。言い換えれば、愛媛大学の学生たちの就職戦線には競争相手が50万人もいるということです。このような状況を認識して、学生自ら、早くから自分自身を鍛えておく必要があるでしょう。

就職活動中は、周囲の雰囲気やマスコミからの情報にあおられて、活動の主目的を見失い、内定を獲得することだけに熱中するあまり、時として社会のルールに反した自分勝手な行動をとる例が見受けられます。就職活動を行う上での基本的な心構えとして、自主性、ルール、マナー、独創性、責任があげられます。また、それまでと異なり、就職活動中の発言・行動及びその結果については、学生の一人一人が責任を持たなければいけないということを自覚する必要があります。このような社会性の育成について、助言・指導を行ってください。

また、就職活動に必要な様々な書類や手続きについては就職オリエンテーションでひととおり説明されていても、学生が教員に聞きに来ることがよくあります。就職に関する不安な気持ちの表れかも知れません。数分間話を聞き、適切な情報を教えることで随分安心することでしょう。 P.64 企業宛の手紙・電話
就職のてびき：<http://info.ehime-u.ac.jp/job/item/index.html>

第1章

1-8. 4年次後期

■ 学修について

卒業研究を終了できるめどが立っている。

4年間で修得する単位を確認し、これまで修得できた単位が卒業の要件を満たしているか確認できる。

教員 必要単位の取得が不足している場合、その原因と解決策を学生とともに考える。

■ 学生生活について

就職

生活パターンを自分で調整することができている。

身近に相談できる友人がいる。

卒業後の生活のイメージができている。

■ 生活上の危機管理について

心身の健康について自分の現在の状態を適切に判断することができる。

事件・事故にあった時には、速やかに学担教員に連絡する。

総合健康センター
TEL 089 - 927 - 9193

4年次後期は大学生活の締めくくりの時期です。大学生活を振り返り、社会への出発にあたっての心構えを、先輩の大人として助言してあげてください。

【母校を支える同窓会】

愛媛大学を卒業し社会に羽ばたく学生たちは、これから愛媛大学の歴史と発展を支えるOBとなります。大学の使命である高度な学術研究、次世代を担う人材養成、地域貢献などについて力を発揮するための組織として平成16年に愛媛大学校友会が設立されました。卒業していく学生たちが、愛校心をもって社会で活躍できるよう、同窓会の存在を知らすことや、卒業生としての自覚を促すような関わりも必要でしょう。

愛媛大学校友会HP <http://koyu.ehime-u.jp/index.html>

【結婚・出産】

卒業間近になると、結婚や出産を選択する学生の存在も出てきます。昨今の人口減少や未婚率の上昇などを考えるとひとつの選択肢として支援したいものです。学生結婚に関する支援システムはまだありませんが、特に妊娠・出産に関する健康上の問題については、何らかのサポートが必要でしょう。

【留年学生】

留年した学生には特別の配慮が必要です。特に共通教育科目に未履修科目がある場合には、学部を離れた場所で自立した学習が必要となります。「一人前」になるのが遅い学生にとって、頼れる仲間のいない場所で年下の学生たちに混じって学習していくことは困難なことではないでしょうか？ さらに長期欠席や不登校を繰り返してきた学生の場合にはきめ細かな支援が必要でしょう。一学生を卒業させるのにこれだけのお膳立てが必要なのか、大学生をそこまで面倒見なくてはならないのかという意見もありますが、学生を入学させた以上、何らかの問題があっても学習に支障をきたし卒業できないとすれば、できる限りの援助体制を整えるのが教育的配慮でしょう。

学生支援センターでは学担教員の仕事をバックアップし、学生生活で生じる諸問題に対して対策を立案し実行しています。学生支援の実施方法、各種連絡先、学生の諸問題に対する予防・対応などについて気軽に問合せください。

連絡 089 - 927 - 8117

第2章

学生生活担当教員の悩み

～こんな時
どうすればいい?～

これまでの大学は、「大学は学生を大人として扱うべきだ」というたてまえがあり、学生の個人的な問題には関与しない姿勢をとってきました。実際私たち教員も、大人としての扱いを大学時代に受けて育ってきたため、親切ていねいに手取り足取り指導することに違和感を感じることもあるでしょう。現代の学生が昔とかなり違ってきていることは周知の事実ですが、多様化する学生に対する支援の方法を具体的に説明される機会のないまま、個々の教員が試行錯誤で学生支援を行っているのが現状ではないでしょうか？

この章では学生に生じやすい問題について、いくつかの模擬事例を紹介し、問題を早期に発見する方法や、教職員間の連携やサポート体制を紹介します。学担教員がひとりで悩まないためのガイドラインとして役立ててください。

第2章 学生生活担当教員の悩み

～こんな時
どうすればいい?～

- 2-1. 学習上の支援……………19
 - 1) 親への成績表送付
 - 2) 主体的な学習スタイルへの適応支援
 - 3) 論文指導を通じて学生生活の破綻を防止

- 2-2. 生活上の支援……………22
 - 1) ストーカーや痴漢被害の予防

- 2-3. 身体障害を有する学生への支援……………23
 - 1) 授業支援
 - 2) キャンパス環境の整備
 - 3) 学生生活全般に関する支援

- 2-4. 現代学生の様々な悩み……………25
 - 1) 不登校・アパシー
 - 2) 人権問題・ハラスメント
 - 3) カルト問題
 - 4) その他の問題

- 2-5. 青年期に起きやすい心理的問題……………30
 - 1) 不安・パニック障害
 - 2) 精神的支援とプライバシーの問題
 - 3) アスペルガー障害
 - 4) 不安定な人格
 - 5) 緊急時の対応

2-1. 学習上の支援

1) 親への成績表送付

ある学科では、学生の勉学意欲を高め、家族からの支援も確保するために毎学期の成績を、学生の親(保証人)宛に送付しています。その際には、学生、親の双方に、成績送付を実施することを周知する、学生に成績送付の同意書を記入してもらう、同意しない学生宅には送付しないことを明示しています。ほとんどの学生から躊躇なく同意を得られており、親からは「子どもの生活状況がわかる」と概ね好評です。また、成績送付と同時に返信用の葉書を入れておき、学科に対する質問、要望等を学科長宛てに送るようにしています。このことにより親とのコミュニケーションが取れ、相互の信頼関係の構築を図ることができると考えます。さらに、成績と同時に広報誌 Line や就職状況などを同封していますが、これも良い評判を得ています。

成績送付の際の手続きとして以下のことを行っています。

学生の同意は学担教員が得る。

親への送付状は学科長、その他は教務学生委員が準備する。

成績送付は学務事務が行う。

学生が指定の大きさの封筒に自分の親の住所と切手、学科長宛ての住所を記入した返信葉書を用意し、学担教員に提出。

第2章

2) 主体的な学習スタイルへの適応支援

試験期間中のある日、学生が「レポートが書けなくなった」と相談にきました。明日がレポートの提出期限なのに全く書けてなくて困っているようです。今までは書けていたのに、書けなくなり、今学期は3本のレポートを提出できなかつたと訴えます。

なぜ今学期レポートが書けなかつたのかを聞いたところ、主な理由は、レポート作成法の授業を受けて、望ましいレポートを作成するための技術・作法について意識するようになったからだと話しました。教員は、レポート作成の技術や作法について意識するようになったことは素晴らしいことだと伝えたくて、望ましいレポート作成を意識しながらも今回は少しだけ気楽に書いてみたらどうかと提案しました。さらに、今回のレポート作成で困っているのはどんな点か聞いたところ、学生は、何を書けばよいかテーマを絞り込めないことだと言いました。そこで、これまで授業で取り上げられたことのなかで、何を感じたり考えたりしたかなどを聞きました。このようにしばらく話しているうちに、学生は関心のあるテーマを思い出すことができ、レポートに取り組んでみると帰りました。

このような場合、「スタディ・ヘルプ・デスク」(城北附属図書館1階に開設)で大学院生がレポートの書き方をサポートしているので、利用するようすすめるのもよいでしょう。

3) 論文指導を通じて学生生活の破綻を防止する

卒業研究にとりかかると、それまでの学習スタイルからの変化に適応できないなどの原因で学生が追い込まれるような事態が発生することがあります。このことを未然に防止するために心がけていることを紹介します。

学生にとって、卒業のための論文作成はかなりの重圧になっているようです。特に消極的な学生の場合は、現地調査等の出足が遅れて土壇場であわてることも多く、そうすると学生生活自体にも大きな影響が出てきます。そこで、当初からできるだけ余裕をもって作成に取りかかるよう指導し、夏休みが終わった頃には必ず進捗をチェックします。特に消極性の高い者に対しては教員の現地調査に同行させるなどして、材料集めを手助けします。また、定期的なゼミ以外で、1ヶ月に1度ほど個別に会って進捗をチェックします。ただし、積極的な学生には、余計な介入をせずに、基本的に本人の意思に任せます。これで、研究室の学生の進捗がほぼ足並みが揃います。積極的な学生の進捗は、他の学生にも良い刺激となるので、消極的な学生も特に教員から直接言わなくても自然に自分で励むようになります。

第2章

2-2. 生活上の支援

1) ストーカーや痴漢被害の予防(女子学生)

新入学生の面談時に駅から下宿までの道の様子を聞くと、学生が「道の暗がりですぐに数回つけられたような気がするが、自分は他の人に比べて美人でもないのに、きっと気のせいだと思う。」と言った言葉が気になり、状況を詳しく聞くことにしました。すると、学生は駅からアパートまでは自転車で数分であるが、途中に人通りのない狭くて暗い路地があり、そこで時々自転車でつけられるような気がする話をしました。学生の気のせいかもしれないとも思いましたが、万一の事故を防ぐために、その場で学生と一緒に最寄りの交番に電話をして意見を聞くと警官から次のような指導をしてもらいました。

できるだけ同じ時刻に同じ道を通ることを避け、時間帯や道を変える。

遠回りでも明るい道を通る。

防犯ベルの携帯(できれば2個で、1個は外から見える場所につるす)。

交番の電話番号を携帯に入れておく。

このことにより、一人暮らしの生活上の危機管理についても学生自身が自覚する機会となりました。

この例のように、特に女子学生の一人暮らしの場合、痴漢、空き巣、強引なセールスなどに対する生活上の危機管理は、重大な事故を防止するために重要です。新入学生の面接の際に一言現状を確認することで、学生の自覚を促し、生活に不安を感じたときには相談してできるようになります。

2-3. 身体に障害を有する学生への支援

いま、全国の大学で学ぶ「身体に障害を有する学生」(以下、障害学生)の数は急速に増加し、本学でも平成18年度現在、12名の障害学生(聴覚障害8名、運動障害2名、その他の障害2名)が学部と大学院で学んでいます。愛媛大学では、教育・学生支援機構の中に「障害者修学支援委員会」(以下、「支援委員会」という。)を設置し、障害学生の修学と学生生活の支援、キャンパス環境の整備等に取り組んでいますが、障害学生が充実した大学生活を送る上で、学担教員の役割も重要です。ここでは、障害学生に対する一般的な配慮・支援事項について説明します。

1) 授業支援

障害学生の修学支援で最も重要なのは、授業での支援です。支援委員会では、障害学生と個別面談を行い、学生の意見や要望を聴取して、授業担当教員にお伝えすると共に、授業場面における様々な問題について教員の相談に応じています。授業の場での主な支援内容は次のとおりです。

ノートテイクや手話通訳、移動介助等を行う支援ボランティアの配置。

授業担当教員による教室環境への配慮と授業方法・教材の工夫。

実技・実習を伴う授業における配慮(学生の状態に応じた課題の選定など)。

障害者用パソコン機器やその他の代替学習手段の使用。

試験時間や試験方法に関する配慮(時間の延長、代替課題による評価など)。

学担教員は、担当する障害学生がどのような授業支援を受けているかについて確認してください。また、障害学生との面談を通じて、授業改善に関する要望を聴取してください。障害種別ごとの授業の場での配慮・支援事項については、別に資料として掲載していますので、参照してください。

55 ページ

第2章

2) キャンパス環境の整備

車椅子の学生や視覚障害の学生にとっては、建物入口や建物内の段差、通路に置かれたキャビネットや荷物、キャンパス内の不法駐輪自転車などが移動上の大きな障害となります。支援委員会では、キャンパス内のバリアフリー度のチェックと環境の整備にとりこんでいますが、学担教員にも、問題点のチェックとバリアフリー化に関する教職員、一般学生の理解を高める役割が期待されます。

3) 学生生活全般に関する支援

障害学生は、周囲の無理解やコミュニケーションの問題から、授業以外の場面でもさまざまな困難や悩みに直面しています。障害学生が充実した学生生活を送るためには、教員や周囲の学生とのよりよい人間関係が欠かせません。日常的なコミュニケーションの機会を設け、障害学生の心身の健康に配慮していただくと共に、クラスメートとの人間関係等にも目配りをしてください。

なお、支援委員会では、障害学生支援に関する教員側の相談窓口を設けています。支援に関する疑問点や問題点がありましたら、下記に相談してください。

【連絡先】

障害者修学支援委員会 高橋 信雄 教授（委員長）

927-9514 (E-mail) nobuo@ed.ehime-u.ac.jp

教育学生支援部学生生活課（第二学生サービスセンター）

927-9099 (E-mail) nandemo@stu.ehime-u.ac.jp

2-4. 現代学生の様々な悩み

1) 不登校・アパシー

不登校の例

最初の不登校のきっかけは、試験期間にインフルエンザにかかり、連絡することもできずそのままズルズルと休んでしまい、どうしたらいいのかわからなくなったことであった。結局、試験を全部受けなかったので留年した。それ以降も提出物が滞ったりすると短期間連絡が取れなくなることがあるが、学担教員の連絡には応じるので、学担教員に連絡を頼むようにしている。連絡を受けることには悪びれた様子がないので、早め早めに連絡をとるようにしている。

学期末試験の直前に突然不登校となり、誰の呼び出しにも応じなくなった。親しい友人が自宅まで訪ねたところ、「専門に対して今後やっていく自信がない。できれば退学したい。」と思いつめている様子であった。友人から「今はそっとしてあげてほしい、自分が連絡はきちんと取るから。」と申し出があり、実家暮らしでもあったので、本人の意思に任せることにした。結局1年休学となった。復学してからは元気になり、「あの時はクラスになじめず、周りの人についていけず、何もかも自信がなくなっていた。」と話してくれた。新しいクラスには適応し、意欲的に学習することができるようになった。

若者のひきこもりの増加が社会問題となっていますが、大学生については意欲減退学生、スチューデント・アパシーと呼ばれている一群があります。アパシーの意味は時代や研究者によって多少異なりますが、今日では無気力な若者の事をアパシーと呼ぶのが一般化しています。近年、社会人になる自信が無く、社会に対する恐怖や不安を抱えているうちにずるずるとアパシーになって行く例も急増しています。

学生が長期欠席や不登校になる前に何らかの手をうち、休・退学にならないような支援を行いたいのはやまやまですが、現在のシステムでは、学期初めの履修届け未提出あるいは学期終わりの成績判定時にしか個々の学生の出席状況を学担教員が把握することができません。そこで、授業担当教員と学担教員の連携が必要になってきます。

第2章

まず、授業担当者が長期欠席を予防する方法について一例を述べます。

100人未満のクラスならできるだけ口頭で出席を取る。

欠席の学生について「誰か理由を知りませんか？」と尋ねる。

誰かが理由を告げればOK。

誰も答えなければ、「　　さんは昨日も休んでいましたか？」と尋ねる。

昨日登校していることが確認できればOK。

「誰か、今日の授業について連絡できる人はいませんか？」と尋ね、友人からの連絡に委ねる。

2週続いて欠席しており、理由を誰も知らないような場合には、学担教員に一報する。

さて、どうやら不登校の兆しが見え始めた学生に対してどのように関わればよいか、学担教員としては悩ましいところでしょう。学生が呼び出しに応じてくれて面談ができれば良いのですが、連絡が取れない場合は非常に心配です。また、辛うじて学生とは連絡を取っているようだけれど、教員の呼び出しには応じない場合もあります。1週間以上も誰とも連絡が取れないようであれば保護者に連絡する必要があるでしょう。その場合、学生の留守番電話か携帯のメールなどに「連絡が取れず心配なので保護者に連絡をしたい」ことを告げておきます。また現状について、学科あるいはコースの責任者、学生担当の責任者などに相談した上で保護者に連絡します。友人とは連絡が取れている場合は2、3週間様子を見てもいいでしょう。学生と教員の相性もあるので、誰か連絡を取りやすそうな教員を探してみるもの賢明な方法です。

2) 人権問題・ハラスメント

大学院生のAさんの指導教員は、指導が厳しいことで有名な先生だった。Aさんがはじめてゼミに出たとき、「こんな見るだけ時間のムダ」「頭わるいなあ」「そんなんじゃ研究者になれないよ」などの怒号があびせられる異様な雰囲気、血の気がひいた。必死に課題をこなし、成果をみせに研究室にいくと、ほとんど目を通さないうちから、「君、なんのために大学きたの?」「研究者になろうなんて思い上がりだ」などと、30分以上も面罵された。やがてAさんは体調をくずし、大学にいけなくなった。周囲に助けを求めたが、他の教員たちも「指導のやりかたは人それぞれだし……」というばかり。なかには、「(そういう先生だと)知ってて選んだのはあなたでしょう」と、苦しみに追いつけかけるといふような言葉もあった。

この事例は、アカデミック・ハラスメントの概容を把握していただくために、創作したものです。

ハラスメントは、相手が迷惑に思ったり嫌がったりする行為を繰り返すことにより相手の人格を傷つけたり人権を侵害したりする行為です。ハラスメントにはセクシュアル・ハラスメントのみでなく、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、人間関係の中で上下関係があり、しかも何らかの理由で自由な意思疎通ができていない状況で発生します。従って、教員と学生、先輩と後輩という上下関係が存在する教育現場はハラスメントの舞台になりやすい環境にあります。愛媛大学は、人権に関する法令に従って学内における多様なハラスメントの防止に努め、万が一かかる事態が発生した場合には、これに対し迅速かつ適正な措置をとることに最善の努力を傾けています。

資料
49 ページ

TEL 089 -
927 - 8999
40 ページ

第2章

3) カルト問題

平成 17 年夏、愛媛大学のキャンパス内で学生が関わっていることが判明しました。この問題の発生は 1 回生 A 君の母親からの一本の電話で、「息子が、『今年の 4 月に結成された [] というサークルに誘われて、8 月 5 日から 40 日間位研修に行ってくる。』と言っているが、愛大のホームページで調べてもそのようなサークルはない。本人から聞き出した研修施設に連絡を取り、そこで聞いた内容をもとにインターネットで検索してみると、どうも「 (カルト教団)」が関係しているらしいが、愛大にはそのようなサークルが実際にあるのか？」という問い合わせでした。また当該学生の親から、「大学がカルト問題に対してもっと注意を払ってほしい」との嘆きが聞かれており、カルト被害の危機にさらされた学生の状況を保護者に連絡することの必要性について論じられました。しかし、一体どの段階で保護者に連絡をとることが妥当であるのか、どのような方法で連絡を取ることが安全であるのかを明確にすることも必要で、学生の安全を守るためには大学側の体制の強化と意思統一が重要要件となります。そこで、教育・学生支援機構は、カルト問題対策会議を立ち上げ、学生支援センターと連携しつつ学生をカルト被害から守るための対策を講じました。

本学の学生がカルト教団に関わった時の大学の取るべき行動指針について以下に示します。

大学は本件に対して、信条や宗教に関することを問題にしているのではなく、学生の人権を中心とした心身の安全を守るための情報を保護者に提供することを大学の責務として考えるものである。

1. 大学は学生の思想・信条については関与しない。
2. 一般の社会通念上「カルト教団」と呼ばれている団体に対して、その是非は問わない。
3. 学生がカルト教団に関わることで、人権侵害の恐れがあること、あるいはその危険性について、学生に対する安全配慮義務により保護者に情報を提供する。
4. 情報提供を行う時期は、学生がカルト教団に関わっている、あるいは関わっている可能性があることが判明した時点で実施する。学生の生活状況や成績に対する反映については問わない。
5. 情報提供の際には具体的な教団名は述べず、「目的を隠して勧誘をしたり、その活動の仕方に問題を指摘されている団体」というような、社

会的事実を引用した表現とする。

6. 保護者への情報提供は、カルト問題対策委員会および学生支援センターの協力のもと、各学部委員が中心になって行う。
7. 当面大学が行う対策は、カルト教団に關与している学生団体に対する対策、被害に巻き込まれている可能性のある学生に対する対策、新入生に対する対策、在学生に対する対策の4点である。

TEL 089 -
927 - 9099

4) その他の問題

大学生活で交友関係が広がると、金銭問題や風俗問題、交友関係に関するトラブル、ゲームや賭け事などによるトラブルなど、教員の想定外の事件が起こることがあります。このような危険性を感じた場合には、随時対処の方法を考える必要があります。このような場合、一度、学生生活課や学生支援センターにご相談ください。

TEL 089 -
927 - 9099
42 ページ

第2章

2-5. 青年期に起きやすい心理的問題

1) 不安・パニック障害

ある女子学生が相談にやってきて、突然、非常に強い不安を感じると訴えました。死に対する不安が以前からあり、最近強くなってきていて、勉強が手につかないと言います。不安を強く感じると、視界が突然かわって見えたり大声で叫んでしまうことがあってとても辛いとも話します。しばらく話を聞いてみましたが落ち着く様子がないので、専門医に診てもらう必要があると判断し、「辛いなら、医者で診てもらったらどうか」と学生に奨めました。学生は、「これまでこのことで病院にかかったことがない」と逡巡していましたが、「一緒に行こうか」と申し出たら次第に行ってみる気になりました。総合健康センターに電話したところ、その時は精神科医が不在でしたが、大学近辺の精神科のある診療所をいくつか紹介してもらいました。学生と一緒に予約し、連れて行くことにしました。診療所では20分くらい診察され、薬を処方されました。学生は診療してもらい落ち着いた様子でした。その後、学生が話をしたいと言うので、30分ほど話を聞きました。その時はちょうど試験期間の最中であり、試験勉強やレポート作成について重圧を感じていたことなどを打ち明けられ、しばらく雑談した後に、学生は明るい表情で帰宅しました。

精神的な問題で医療機関を受診することに対して、教員も学生も経験がないために躊躇することも多いでしょう。スムーズに総合健康センターが利用できれば良いのですが、様々な事情で学外の施設を活用するケースにも出会います。極度の緊張状態にある場合には学生がひとりで行動することは困難です。この事例のように、可能であれば教員が同行することが好ましいでしょう。また、現在の状態が緊急を要するかどうかの判断も一般の教員の判断の範疇を超えています。総合健康センターに電話連絡し、現状に対する判断を依頼してください。また、緊急を要する場合には、周囲の教職員の手助けも借り、学生の安全を第一に対応してください。

愛媛大学周辺の精神科の診療所

しのめクリニック TEL 089 - 913 - 7770 松山市東雲町 6 - 11 - 2F

どい心療内科 TEL 089 - 931 - 3939 松山市一番町2丁目5 - 30 信栄ビル3F

三好神経内科 TEL 089 - 924 - 7538 松山市平和通1丁目4 - 11

木曜日は休診の場合が多いのでご注意ください。

2) 精神的支援とプライバシーの問題

学生との個人面談により、少なくともうつ状態もしくはその入り口にあると感じたので、総合健康センターでのカウンセリングを受けるようにすすめました。学生は、一度カウンセリングを受けたもののあまり効果がないと自分で判断し、受診を中断してしまいました。その頃、ひとつ対応を間違えば、学生を死に追いやる危険性があるのではないかと感じることもあり、大変に神経を使いました。学生から総合健康センターに相談に行ったことを聞いた時、学生の状況を直接総合健康センターに問い合わせようかとも思いましたが、学生のプライバシーが気になり躊躇しました。電話やメール、面談で学生とは連絡をとり、とにかく専門医の診断を受けることをすすめ、保護者に連絡するように提案しました。学生は学外の病院に受診には行ったものの、親には連絡しませんでした。このままでは状況の好転が難しいと判断し、学担当教員から保護者に連絡し、来学を求めました。結局、本人が一時帰郷し、休学して治療することになりました。復学後は、授業担当教員に連絡を取り、うつ状態への配慮や協力を求めています。

このように精神的な病を抱える学生に対して、教員はどのように接すればよいのか、ハラハラしながら誰にも相談できず、恐る恐る関わっているのが現状でしょう。学生が心身の健康を損なった場合、学生の安全と健康を守るためには専門家の知識、指示を求めることがまず必要です。できれば学生に、「あなたが安全に、安心して学生生活を送れるために周囲が気をつけることを知りたいので、診察した医師と直接話したい。」と告げた上で主治医と連絡することがベストですが、緊急性の高い場合など、学生の安全を守るためには直接医師と交渉することも有り得るでしょう。大学の支援を得ることが本人の健康を守ることに繋がると判断されると思われます。もちろん、医師の方にも守秘義務はありますので、話してはならない情報は話さないはずで

第2章

3) アスペルガー障害

学生の中には、研究室やクラスで対人関係上のトラブルを頻繁に起こし、教員が対応に困るようなケースがあります。こうした学生に共通するのは、相手の気持ちがわからなかったり、場の空気が読めなかったりすることです。このような特徴のある学生を理解するために、高次機能障害の一種である『アスペルガー障害』について簡単に紹介します。

アスペルガー障害は、対人関係の障害や、他者の心の推し量り能力、すなわち心の理論の障害が特徴とされます。特定の分野への強いこだわりや、運動機能の軽度な障害も見られます。しかし、カナータイプ（低機能）自閉症に見られるような言語障害、知的障害は比較的少なく、知的能力は高いことも往々にしてあります。アスペルガー障害をもつ人は100～200人に1人とされており、大学には多数の学生が在籍しているようです。

平成17年4月1日に発達障害者支援法が施行され、アスペルガー障害を含む発達障害学生に対して、大学は法律に基づいて適切な法律上の配慮を行わなければなりません。

次のような学生に出会ったら、総合健康センターに相談してください。

< 学習面の問題 >

授集中にノートをとることができない。ノートをとっていても不正確であったり、間違っていることが多い。

語学科目はいくらがんばっても得点が低く、単位が取得できない。

周囲の音が気になって、講義中に教員の話が耳に入らない。

レポートの提出を忘れることが多く、単位が取得できない。

実験操作などで同時に二つ以上のことを並行しておこなうことができない。

段取りが悪く作業を最後まで終わらせることができず、レポートや報告書を提出できない。

大学の年間スケジュールに沿った自己管理ができない。

早口の教員の講義を把握、理解することが難しい。

本を読んでも意味を把握することが困難。

< 行動面・生活面の問題 >

気が短く、精神的ストレスや欲求不満に耐えられない。

勝手な思い込みをしやすい
 約束の時間をよく忘れる。
 授業予定や教室などが突然変更になると、怒ったり混乱したりする。
 相手の都合にかかわらず、自分が納得するまで質問することをやめない。
 唐突に話題を変え、説明もなく新しいことを話し出す。
 相手がいやな顔をしていてもその空気が読めず、自分の興味あることを延々と話す。
 自分の日課が妨害されると著しく混乱する。
 人の話を字義通りそのまま受け取る。
 学科やサークルのメンバーと頻繁にトラブルを起こす。
 周囲に溶け込めず、なかなか友人ができない。
 慢性的な自己不全感や挫折感を訴える。

4) 不安定な人格

恋愛関係のこじれや友人関係のトラブルなどにより、「恨んでやる！」、「自殺する！」などの過激な言動を発し、周囲を振り回す学生に出会うことがあります。このような学生に出会うと、教員は騒ぎを起こしている本人の苦しさと、周囲の学生たちの疲弊感との板ばさみになってしまうこともしばしばあります。このような不安定な人格をもつ学生の特徴には、周囲を巻き込み、自分の面倒を見てくれる人を次々と探し出すことにあります。学生同士の間関係のトラブルに、どこまで教員が首を突っ込むべきなのか悩ましいところですが、巻き込まれている学生が疲弊している場合や、本人が自殺をほのめかすような場合には、一度総合健康センターに相談してみてください。

5) 緊急例への対応

緊急例とは、「興奮」や「うつ状態」にあり、自分の状態への理解が乏しく、自らの行動を十分統制することができない状態のことで、緊急の援助が必要です。

< 緊急例 >

訳の分からぬことを話し出す。

急に泣き出す。

他人に暴力を加える。

「死にたい」と言う。

自分を傷つける行為をする。

緊急例への対応は以下のとおりです。

何よりもまず、専門家（専門医、カウンセラー）に連絡して応援を求めたり、直接連れて行って指示を求めてください。

医療機関への受診や入院を決めるのは原則として本人ですが、緊急時には保護者が決定します。入院・保護が必要な場合は保護者の同意を得てください。

家族の到着まで時間がかかる場合は、適切な医療機関での保護を依頼してください。

保護者と連絡が取れず、かつ緊急を要する場合は、保健所、救急医療センター、警察などに連絡し、適切な対応を依頼してください。

将来に関わることもあるので、可能な限りプライバシー保護に留意しつつ、穏便にことを進める配慮が必要です。

第3章

学内・学外連携システム

～効果的な
学生支援のために～

本章では、学担教員が対応に迷ったときに、窓口や専門家に速やかに連絡できるよう、緊急時の連絡方法と「学修」「学生生活」「緊急時」の3分野における課題対応のための連絡先リストを示しました。学部によって事情は異なると思いますが、状況に応じて判断してください。

第3章

学内・学外連携システム

～効果的な
学生支援のために～

3-1. 学生支援における連携について.....	35
3-2. 学生支援センターの役割.....	35
3-3. 連絡先リスト（学内）.....	36
3-4. 連絡先リスト（学外）.....	43

3-1. 学生支援における連携について

学生を支援するなかで、解決が困難な問題が生じることがあります。例えば、学生が心の問題や深刻な悩みを抱えたり、学生に関する事件や事故などが起きたりします。

このような事態が発生したときに、学担教員だけで対応する必要はありません。学内・学外の専門部署や家族に連絡を取り情報を引き継ぐことが肝要です。最も優先すべきものは学生の安全と健康です。

しかしながら、学生のプライバシーを尊重することは大事ですので、状況に応じて学生本人の了解を得て情報を引き継ぐようにしてください。学生本人の了解を得ることなく、他の人に情報を伝えてしまうと学生からの信頼を損ねてしまう恐れがあります。

さらに、望ましいのは、学科や研究室において、教職員が協力し合い、学内・学外の専門部署や家族の力を活用しながら、学生の成長を見守っていく連携システムを作ることです。このような教職員同士の協力によって作られた風土があらゆる学生の問題の予防につながります。

精神的支援
とプライバシー
の問題
(第2章)

31 ページ

3-2. 学生支援センターの役割

昨今、大学の学生への「安全配慮義務」(あるいは「注意管理義務」)が問われるようになってきました。学生の自由を尊重するだけでなく、安全を配慮することが社会的に求められてきています。学生支援センターは、学生が入学から卒業まで安心して充実した大学生活を送ることが可能な体制を構築することを目指していますが、最大の課題はいかに多くの学生の生活に目が届くようにできるかということです。このためには、学担教員による学生の見守りと援助が最も重要であると考えています。

学生支援センターは、学担教員の仕事をバックアップしていきます。学生支援に役立つ情報を提供していくとともに、さまざまなお手伝いをします。学担教員の負担を少しでも軽減するためにも、学生支援センターを活用してください。

学生支援の実施方法、各種連絡先、学生の諸問題に対する予防・対応などについてお気軽にお問合せください。内容に応じて適宜適切な相談機関をご紹介します。

学生支援に関するお問い合わせ先
学生支援センター学生相談オフィス
TEL 927 - 8117、927 - 8970
(E-mail)hirasawa@iec.ehime-u.ac.jp

第3章

3-3. 連絡先リスト（学内）

課 題	連 絡 先	場 所
■学修について		
履修登録	<p>共通教育に関して 教育学生支援部教育センター事務室 共通教育チーム 927 - 8910</p> <p>専門教育に関して (城北キャンパス) 教育学生支援部教務課 法文学部・教育学部:文系学部チーム 927 - 9159(ダ) 理 学 部: 理系学部チーム 927 - 8972 工 学 部: 理系学部チーム 927 - 9166 (重信キャンパスと樽見キャンパス) 医 学 部: 医学部学務チーム 960 - 5175(ダ) 農 学 部: 農学部学務チーム 946 - 9806(ダ)</p> <p>* 履修課程の詳細については各学部学務チームにご照会ください。</p>	<p>共通教育管理棟 (本館) 1階</p> <p>第一学生サービスセンター</p> <p>医学部 農学部</p>
就職支援 キャリア教育 インターンシップ	<p>教育学生支援部就職課（就職支援室） 全学部の総括と全学の就職セミナー・ガイダンス、全学インターンシップの実施、就職支援を行っています。 927 - 8108(ダ) (E-mail) ehimejob@stu.ehime-u.ac.jp</p> <p>* 就職相談を受け付けています。 進路・適性や就職活動の進め方の相談、応募書類の作成や面接の指導など支援しています。</p> <p>EURIS（愛媛大学・就職支援システム） http://info.ehime-u.ac.jp/job/</p> <p>各学部の就職担当者 各学部に就職担当者や就職支援室がありますので、ご照会ください。 EURIS（就職支援システム）で確認することができます。</p> <p>サテライトオフィス東京 〒108 - 0023 東京都港区芝浦3 - 3 - 6 キャンパスイノベーションセンター502号室 (03)5440 - 9073 首都圏での就職活動に。就職相談に応じています。</p> <p>生協（愛媛大学生生活協同組合） 学生対象の各種講座を開催し、資格試験の申込を受付けています。</p>	<p>第一学生サービスセンター</p>

課 題	連 絡 先	場 所
英語学習の支援	<p>Student Support Room 学生が英語の自習ができるスペースです。英語関係のテキストや本、新聞、DVDなどを自由に閲覧できるほか、パソコンソフトなどの教材も充実しています。</p> <p>* TOEIC、TOEFL、英検などの参考書も充実しています。</p> <p>英語教育センター事務室 英語の授業や施設に関する問い合わせができます。 927 - 8340 (E-mail) o ce@eec.ehime-u.ac.jp</p>	<p>共通教育管理棟 (本館) 2階</p>
各授業科目の学習支援	<p>オフィスアワー 授業担当教員の「オフィスアワー」を活用するよう学生に奨めてください。積極的に教員の研究室を訪ねて、質問するよう指導してください。時間帯は「シラバス」で確認できます。</p> <p>TA (ティーチング・アシスタント) TAが教育補助業務を行っている場合には、TAに質問をするよう指導するのもよいでしょう。</p>	<p>指定の場所 それ以外は教員研究室</p>
大学院生による学習支援	<p>スタディ・ヘルプ・デスク (学生のための学習支援スペース) 大学院学生が、共通教育基礎科目を中心に個別指導を行うほか、勉強の仕方やレポートの書き方などについてサポートしています。</p> <p>対応科目：英語、数学、化学、生物学、スタディスキル他 927 - 8949 (スタディ・ヘルプ・デスク直通) (E-mail) shd@iec.ehime-u.ac.jp</p> <p>* スタディ・ヘルプ・デスクは、「オフィスアワー」実施のためのスペース、学生指導用のスペースとして使っていただくことができます。ご使用になる際は、カウンターにいる大学院生のスタッフに使用希望の旨を伝えてください。</p>	<p>附属図書館 1階 入口付近</p>
図書館の使い方	<p>資料の探し方について レファレンスデスクの職員に気軽に尋ねるよう促してください。「図書館利用案内」の冊子や附属図書館ホームページに、利用の仕方が詳しく掲載されています。</p> <p>さらに、附属図書館では『レポート・論文のための資料集め講座』が開催されています。 図書館サービス課サービス企画チーム 927 - 8849 * 附属図書館のホームページで予約することができます。 http://www.lib.ehime-u.ac.jp/ContDB/LITERACY/</p>	<p>附属図書館</p>

第3章

課 題	連 絡 先	場 所									
■学生生活について											
<p>心身の健康</p> <p>からだの相談</p> <p>こころの相談</p> <p>学生のメンタルヘルス</p>	<p>総合健康センター（旧 保健管理センター） 927 - 9193</p> <p>健康相談・診察・応急処置 午前は総合健康センターの専任医師による一般相談を、午後は学校医による専門医相談を実施しています。 詳しい日程等は、毎月発行している「総合健康センターニュース」や掲示板、電子掲示板等でその都度ご覧ください。</p> <p>こころの相談 こころの相談は一人ひとりの方とゆっくりお話をするため、原則として予約制になっています。相談されたい方は、できるだけあらかじめ電話(089 - 927 - 9193)で予約をしてください。</p> <p>現在の担当者と相談日時は下記のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>楠元 克徳</td> <td>保健管理センター助教授 精神科医・臨床心理士</td> <td>月・火・金曜日 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 17:00</td> </tr> <tr> <td>谷口 明美</td> <td>相談員 臨床心理士</td> <td>水曜日 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 16:00</td> </tr> <tr> <td>田中 湖衣</td> <td>相談員 臨床心理士</td> <td>木曜日 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 16:00</td> </tr> </table> <p>相談は、電子メールでも申し込むことができます。 (E-mail) kokoro@stu.ehime-u.ac.jp</p> <p>各学部の相談員の先生にも相談にのってもらうことができます。 こちらで相談員をご確認ください。 http://info.ehime-u.ac.jp/hoken/mental.htm(学内のみアクセス可)</p> <p>* 各月の詳細な日程表や総合健康センターニュースをWEB上で見ることができます。 http://info.ehime-u.ac.jp/hoken/index.html(学内のみアクセス可)</p>	楠元 克徳	保健管理センター助教授 精神科医・臨床心理士	月・火・金曜日 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 17:00	谷口 明美	相談員 臨床心理士	水曜日 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 16:00	田中 湖衣	相談員 臨床心理士	木曜日 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 16:00	<p>本部1階 〒790 - 8577 松山市道後樋 又10番13号</p>
楠元 克徳	保健管理センター助教授 精神科医・臨床心理士	月・火・金曜日 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 17:00									
谷口 明美	相談員 臨床心理士	水曜日 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 16:00									
田中 湖衣	相談員 臨床心理士	木曜日 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 16:00									
<p>課外活動</p> <p>サークル活動</p>	<p>教育学生支援部学生生活課 正課外教育支援チーム 927 - 9165 (ダ)</p> <p>登録団体の情報はこちらで確認できます。 http://www.ehime-u.ac.jp/zaigaku/campus/circle.html</p>	<p>共通教育管理棟 1階 (第二学生サービスセンター)</p>									
<p>ボランティアの紹介・相談</p>	<p>教育学生支援部学生生活課 正課外教育支援チーム 927 - 9165 (ダ)</p> <p>* スチューデント・キャンパス・ボランティア、ノートテイク・ボランティアなどの登録を受け付けています。</p> <p>愛大ボランティア・オーガニゼーション (AIVO) ピア@カフェでボランティアの相談に応じます。ボランティア情報掲示板(ピア@カフェ前)でボランティア情報を提供しています。</p>	<p>共通教育管理棟 1階 (第二学生サービスセンター)</p> <p>ピア@カフェ (共通教育講義棟1階西側)</p>									

課 題	連 絡 先	場 所
<p>経済的支援 奨学金 授業料免除制度</p>	<p>奨 学 金 法文・教育・理・医・工・農学部 教育学生支援部学生生活課 学生生活支援チーム 927 - 9168 (ダ)</p> <p>医学部・農学部(2年次以上) 各学部事務課学務チーム(医学部は学務室学生生活チーム)</p> <p>日本学生支援機構(旧日本育英会)の奨学金ホームページ http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html</p> <p>* 日本学生支援機構の奨学金以外にも、地方公共団体や民間団体の奨学金があり、募集があれば学生生活課掲示板に随時掲示されます。奨学金は「貸与」と「給付」があり、月額はおおむね月3万円～5万円です。</p> <p>授業料免除制度 教育学生支援部学生生活課 学生生活支援チーム 927 - 9168 (ダ)</p> <p>* 授業料免除に関する事項は、すべて事前に掲示でお知らせしますので、見落とさないよう、その掲示の指示にしたがって、必要な手続きを行うよう指導してください。</p>	<p>共通教育管理棟 1階 (第二学生サービスセンター)</p> <p>学生生活課 掲示板 第一学生サービスセンターの西側</p>
<p>障害学生の支援</p>	<p>障害者修学支援委員会 高橋 信雄 教授(委員長) 927 - 9514 (ダ) (E-mail) nobuo@ed.ehime-u.ac.jp</p> <p>教育学生支援部学生生活課 927 - 9165 (ダ) (E-mail) nandemo@stu.ehime-u.ac.jp</p>	<p>共通教育管理棟 1階 (第二学生サービスセンター)</p>
<p>留学生支援と 国際交流</p>	<p>国際交流センター 927 - 9157</p> <p>* 学生対象の海外研修を開催しています。 * 留学生との交流に関心を持つ学生には、国際交流コーディネーター(ICO)が主催する「インターナショナル・チャットルーム」への参加をすすめるとよいでしょう。 http://iscserv.isc.ehime-u.ac.jp/www/info/ico/top.html</p> <p>留学生のための情報 http://info.ehime-u.ac.jp/infofo/</p>	<p>共通教育管理棟 1階 (第二学生サービスセンター)</p>

第3章

課 題	連 絡 先	場 所
セクシュアル・ハラスメント等 人権問題の相談	<p>愛媛大学 S・H・S (Sexual Harassment Support) 代表相談 連絡先 927 - 8999 (学生生活課) (E-mail) sodan2@stu.ehime-u.ac.jp</p> <p>人権問題相談員 相談員の氏名・連絡先等をパンフレットや大学ホームページ でお知らせしています。</p> <p>* 愛媛大学 HP 在学生のみなさま キャンパスライフ 大学からのお願い セクシュアル・ハラスメント等相談窓口</p> <p>どこでも相談窓口 相談は次の窓口等を経由して行うこともできます。 総合健康センター(旧保健管理センター) 学生生活課「学生何でも相談窓口」および各学部の学務窓口 学生支援センター(学生相談オフィス) 学生生活担当教員 国際交流センター 附属学校の養護教諭</p>	共通教育管理棟 1階 (第二学生サー ビスセンター)
学生による学生支 援(ピアサポート)	<p>ピア@カフェ 927 - 8920(ピア@カフェ直通)</p> <p>訓練を受けた学生ボランティア(ピアサポーター)が学生生活、 課外活動、就職、友人関係、健康管理、履修方法、成績あるい は進学などに関する多種多様な疑問・不安・悩みを受け付けます。</p>	共通教育講義棟 1階西側
その他の福利厚生	<p>生協(愛媛大学生生活協同組合) http://www.ehimesdas.com/ 教科書・参考書の販売、賃貸住宅の紹介、食堂運営、資格取 得のための講座開催、各種資格試験の申込み受付、国内外旅行 の手配など</p>	
どこに連絡したら 良いかわからない ときは……	<p>学生何でも相談窓口 927 - 9099 (学生生活課) (E-mail) nandemo@stu.ehime-u.ac.jp または、学生支援センター 927 - 8117 (E-mail) hirasawa@iec.ehime-u.ac.jp</p>	

課 題	連 絡 先	場 所
■緊急時		
心身の健康	<p>総合健康センター（旧 保健管理センター） 089 - 927 - 9193 または、学外の医療機関</p> <p>けがや病気 急な体調の変化、けがなどに対しては、医師の診察・処置・投薬を行っています。 血液・尿・心電図等の臨床検査も行います。 休養室のベッドでしばらく休むこともできます。</p> <p>状況に応じて、総合健康センターに連絡して指示を仰いでください。</p> <p>緊急例：「興奮」や「うつ状態」にあり、自分の状態への理解が乏しく、自らの行動を十分統制することができない状態の時は、「緊急の援助」が必要です。 （例）・訳の分からぬことを話します。 ・急に泣きだす。 ・他人に暴力を加える。 ・「死にたい」と言う。 ・自分を傷つける行為をする。</p> <p>1 何よりもまず、専門家（専門医、カウンセラー）に連絡して応援を求めたり、指示を仰いだりしてください。 2 保護や入院が必要になる場合は、家族に連絡してください。 3 家族の到着まで時間がかかる場合は、適切な医療機関での保護を依頼してください。</p>	<p>本部 1 階 〒 790 - 8577 松山市道後樋 又 10 番 13 号</p>
事 故	<p>代表連絡先 教育学生支援部学生生活課課長 089 - 927 - 9160（ダ）</p> <p>課外活動において事故が起こったとき 担当課：学生生活課 < 第 1 順位 > 正課外教育支援チームリーダー 090 - 1001 - 0731 又は 089 - 927 - 9165 < 第 2 順位 > 専門役 089 - 927 - 8970</p> <p>* 顧問教員に連絡がいきます。 p. 72 課外活動等中に事故があった場合の連絡体制</p>	<p>共通教育管理棟 1 階 （第二学生サービスセンター）</p>

第3章

課 題	連 絡 先	場 所
事 故	<p>一般学生（留学生を除く）の事故等 担当課：学部及び学生生活課 < 第1順位 > 各学部学務チーム又は 正課外教育支援チームリーダー 090 - 1001 - 0731 又は 089 - 927 - 9099 < 第2順位 > 専門役 089 - 927 - 8970</p> <p>留学生の事故 担当課：国際交流 < 第1順位 > 留学生チームリーダー 089 - 927 - 9157 < 第2順位 > 事務課長 089 - 927 - 9155</p>	
被害にあった場合 痴漢・ストーカー 各種消費者被害 カルト勧誘など	教育学生支援部学生生活課 学生何でも相談窓口 927 - 9099（学生生活課） （E-mail）nandemo@stu.ehime-u.ac.jp または、学生支援センター 927 - 8117 （E-mail）hirasawa@iec.ehime-u.ac.jp	
学生が事件・犯罪を 起こした場合	教育学生支援部学生生活課 学生何でも相談窓口 927 - 9099（学生生活課） （E-mail）nandemo@stu.ehime-u.ac.jp または、学生支援センター 927 - 8117 （E-mail）hirasawa@iec.ehime-u.ac.jp	
どこに連絡したら よいかわからない ときは……	学生何でも相談窓口 927 - 9099（学生生活課） （E-mail）nandemo@stu.ehime-u.ac.jp または、学生支援センター 927 - 8117 （E-mail）hirasawa@iec.ehime-u.ac.jp	

3-4. 連絡先リスト（学外）

必要に応じて連絡をとるか学生に紹介するなどしてください。

課 題	連 絡 先	場 所
被害にあった場合 痴漢・ストーカー 盗難 サイバー犯罪 など	<p>愛媛県警察 http://www.police.pref.ehime.jp/seiki/soudan/soudan.htm 急ぎの場合は、「110番」通報を行ってください。</p> <p>警察総合相談室 24時間 事件・事故、取締り要望等の警察業務に関する相談ができます。 0120 - 31 - 9110、短縮番号 #9110 * 執務時間外は当直警察官が対応</p> <p>性犯罪やストーカー、身近な男性からの暴力の相談 サポート 110 番（性犯罪被害相談電話） 0120 - 31 - 9110 ストーカー対策室 089 - 934 - 0110 女性被害者相談センター 松山東警察署・一番町交番 089 - 931 - 5413 松山東警察署・大街道交番 089 - 931 - 3614 松山南警察署・朝生田交番 089 - 934 - 0500 * 上記の相談窓口には、女性警察官が配置されていて相談にのってくれます。</p> <p>性犯罪 F A Q http://www.police.pref.ehime.jp/souiti/lady's/faq/faq.htm</p> <p>各種警察相談問合せ https://www.police.pref.ehime.jp/sodan/itiran.htm</p>	
事件・事故の被害者の心の相談	<p>NPO 被害者こころの支援センターえひめ 事件・事故の被害者やその家族の心の悩みを相談できます。 相談電話 089 - 905 - 0150 木曜、土曜 10:00 ~ 16:00 * 秘密は厳守され、無料で相談を受けてくれます。</p> <p>他県での相談機関の情報 全国被害者支援ネットワーク http://www.nnvs.org/</p>	

第3章

課 題	連 絡 先	場 所
心の相談	<p>愛媛県精神保健福祉センター 心の悩みに関する相談ができます。 心のダイヤル 089 - 941 - 5012 土日、祝日を除く 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 15:00 http://www.pref.ehime.jp/040hokenhukushi/150seisinhoken-cnt/</p> <p>松山市地域保健課 精神保健担当 こころの健康相談（要予約） 089 - 911 - 1816 精神保健福祉士・保健師などが個別に相談に応じてくれます。 火曜日 9:30 ~ 11:30、木曜日 13:30 ~ 15:30</p> <p>愛媛いのちの電話 不安、悩み全般について電話で相談できます。 089 - 958 - 1111 月始 10 日間 24 時間 その他の日 10:00 ~ 22:00</p>	<p>愛媛県松山市末広町 1 番地 1</p> <p>愛媛県松山市萱町六丁目 30 番地 5</p>
医療機関への紹介	<p>相談先 愛媛大学総合健康センター (089) 927 - 9193</p> <p>医療機関へのつなぎ方については第 2 章の緊急例への対応 (p.34) を参考にしてください。</p>	事務局 1 階
DV、女性・男性の悩み相談	<p>愛媛県女性総合センター 089 - 926 - 1644 総合相談コーナー（配偶者からの暴力、女性に関する相談） 火曜～日曜日 8:30 ~ 16:30 法律相談 第 1～第 4 木曜日 13:30 ~ 15:30 臨床心理士による心理相談 第 1～第 4 火曜日 13:30 ~ 16:30</p> <p>愛媛県婦人相談所 089 - 941 - 3490 配偶者等からの暴力についての相談、家庭、生活相談等ができます。 電話相談 089 - 941 - 3490 月～金曜日 8:30 ~ 17:00 女性夜間ダイヤル相談 089 - 941 - 3490 月～土曜日 18:00 ~ 21:00 面接相談 月～金曜日 8:30 ~ 17:00</p>	松山市山越町 450 番地

課 題	連 絡 先	場 所
	<p>コムズ（松山市男女共同参画推進センター） コムズ相談室 089 - 943 - 5770 女性が抱えている悩みについて電話・面接での相談ができます。面接相談は要予約。 火・水・金・土曜日 10:00～20:00、 日曜・祝日 10:00～16:00</p> <p>コムズ男性電話相談 089 - 943 - 5777 男性が抱えている悩みについて相談できます。 男性の心理相談員が相談を受けてくれます・予約不要。 毎月第2水曜日・第4土曜日 18:00～20:00 http://www.coms.or.jp/</p>	松山市三番町 6丁目4-20
借金や消費生活の 相談 悪徳商法被害など	<p>愛媛県消費生活センター 消費生活相談窓口 089 - 925 - 3700 土日、祝日を除く、9:00～12:00、13:00～16:00 http://www.pref.ehime.jp/ecc/</p>	松山市山越町 450番地 女性総合センター1階
就職支援 キャリア教育 インターンシップ	<p>愛媛県若年者就職支援センター（ジョブカフェ愛 work） http://www.ai-work.jp/</p> <p>愛媛学生職業相談室（ハローワーク松山） 大学（大学院）を卒業予定の方及び卒業後1年以内で未就職の方のうち、愛媛県内で就職希望の方を中心に求人情報の提供、職業相談などを行っています。 上記愛媛県若年者就職支援センター（ジョブカフェ愛 work）に併設されています。 http://www.hellowork-matsuyama.go.jp/</p>	松山銀天街 GET! 4階
保護者との連携方法 どこに連絡したらよいかわからないときは……	<p>学生何でも相談窓口 927 - 9099（学生生活課） （E-mail）nandemo@stu.ehime-u.ac.jp または、学生支援センター 927 - 8117 （E-mail）hirasawa@iec.ehime-u.ac.jp</p> <p>保護者との連携事例（p.19）を参考にしてください。</p>	

レクリエーションの場所や合宿研修先を検討するときに活用してください。

松山近辺合宿研修施設

施設名	問い合わせ先
山越運動場合宿研修施設 (山越運動場内・50人まで宿泊可)	教育学生支援部学生生活課 TEL 089 - 927 - 9165
他機関の施設名	問い合わせ先
独立行政法人国立青年の家 国立大洲青年の家 http://www.netwave.or.jp/onyc/	〒795 - 0001 愛媛県大洲市北只1086 TEL 0893 - 24 - 5175 FAX 0893 - 24 - 2909
独立行政法人国立青年の家 国立江田島青年の家 http://www.urban.ne.jp/home/etajimay/	〒737 - 2126 広島県江田島市江田島町津久茂1丁目1番1号 TEL 0823 - 42 - 0660 FAX 0823 - 42 - 0664 E-mail : etajimay@urban.ne.jp
独立行政法人国立少年自然の家 国立室戸少年自然の家 http://www.inforyoma.or.jp/mnnc/page1.htm	〒791 - 7108 高知県室戸市元 TEL 0887 - 23 - 2313 FAX 0887 - 23 - 2484 Email : muroto@syonen.go.jp

資料集

資料集

1. 学習状況のチェック方法	47
～ 工学部機械工学科の実践「達成度表の活用」～	
2. アサーティブ・コミュニケーション	49
3. アカデミック・ハラスメントとは	49
4. 課外活動	52
5. 障害学生の支援	55
6. 発達障害学生の支援	60
7. 交通事故の防止	61
8. 悪質な勧誘についての注意	63
9. 企業宛の手紙・電話（就職活動）	64
10. 関係規程（愛媛大学学生生活担当教員規程、愛媛大学学生準則）	68
11. 課外活動等中に事故等があった場合の連絡体制	72

1. 学習状況のチェック方法

～ 工学部機械工学科の実践「達成度表の活用」～

工学部機械工学科においては、学科独自の学習・教育目標をかかげ、学生がその目標を達成するため勉学に励んでいます。その目標とは、(A) 多面的な視点から考える能力の育成、(B) 技術者倫理の習得と育成、(C) 数学・自然科学・情報技術の基礎学力の習得、(D) 機械工学の知識の習得と応用能力の育成、(E) 創造力とデザイン能力の育成、(F) コミュニケーション能力の育成で、また各々の目標に対し具体的にどういう能力を養うかを明示しています。機械工学科では、さらに具体的に、どのような科目または科目群を学ぶことにより達成されるかを学生に明示しております（機械工学科のホームページやシラバスを参照していただければ幸いです）。ここで、一定の目標を達成した学生を世の中に送り出すためには（＝学生が実力をつけるためには）、その目標をどの程度達成したかを評価し、一定水準以上であることを確認する必要があります。それが、本学科の達成度表に当たります。表1（一部抜粋）にその具体例を示します。

表1 達成度表

氏名		番号		()										総計 ****		総合評価方法及び評価基準
学習・教育目標	学習・教育目標 詳細	科目番号	科目名	単位	開講	点数	重み	小計	中計	大計						
(D)機械工学の知識の習得と応用能力の育成 機械工学の幅広い知識を習得し、機械技術をはじめとする広範囲な問題に対応できる能力を育成します。	(1) 機械工学の知識を応用するために必要な基礎的・実際的手法を習得する。	5302051601	CAD実習	必修	1	2後	78	1	78	335	4276	専門教育科目の「CAD実習」、「機械製図法」、「製図基礎実習」、「機械製作実習」、「機械設計法」、「機械設計演習」、「機械工学実験」を修得すること。 専門基礎教育科目の「力学Ⅱ」を修得すること。 専門科目基本科目群の「材料力学Ⅰ」、「熱力学Ⅰ」、「機械力学Ⅰ」、「流体力学Ⅰ」を修得し、「制御基礎理論」、「伝熱				
		5302051704	機械製図法	必修	2	1前	85	1	170							
		5302051708	製図基礎実習	必修	1	1後	87	1	87							
	(2) 機械工学の基礎知識を習得する。	5302051122	材料力学Ⅰ	必修	2	2前	90	1	180	1725						
		5302051127	機械力学Ⅰ	必修	2	2後	86	1	172							
		5303051228	流体力学Ⅰ	必修	2	2後	61	1	122							

科目の成績、単位数、重要性を示す重みを考慮して評価し、各目標また、その中の項目に対し集計して各々の達成度を評価していきます。ここでの特徴は、成績及び重みを用い、より詳細に評価していることにあります。成績は、評点を用いています。専門教育においては、教員方の協力により数値で評価していただいておりますが、主題別等、共通教育科目においては、優、良、可の3段階の評価でしかなく、きめ細かく評価していくには、是非とも、点数での評価が望まれます。現在は、これらを、点数に換算して評価しております。重みは、本学科の目標に対しての重要度（寄与率）を示しているものであり、必ずしも単位と比例するわけでもありません。また、科目は、各目標に対して重複して寄与している場合もあり、例えば、「創造設計製作」は、1単位の授業ですが、達成度に対しては、4倍の評価がされます。これらは、表2（一部抜粋）に示す科目・学習・教育目標関連表として学生に公開しています。学生は、これを参照することで、科目の目標に対する重要性を認識することができるとともに、学科から学生への教育に対する考え方を示すメッセージの一つとなっています。

表2 科目・学習・教育目標関連表

科目名	単位	開講	学習・教育目標														重み計	重み×単位			
			(A)		(B)			(C)			(D)				(E)				(F)		
			(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)			(3)	(1)	(2)
基礎セミナー	必修	2	1前		1					0.2						1			0.5	2.7	5.4
材料力学Ⅰ	必修	2	2前									1								1	2
材料力学演習	選択必修	1	2前									1						1		2	2
インターンシップ	選択	1	3前		2	1													0.3	3.3	3.3
機械工学実験	必修	2	3後									1				1			1	3	6
創造設計製作	必修	1	3後												1	1	1		1	4	4
卒業論文	必修	6	4後					1/6							0.5	0.5		0.5	1.67	10	10

達成度表においては、目標をポイントとして集計するとともに、各目標の達成の度合いをレーダーチャートとして表し、目標に対する現在の達成度を把握することができます。レーダーチャートには、卒業時に対する達成度を表したものと、最新の学期終了時点でのそれを表したものの2種類あります。その一例を図1に示します。

達成度表は、P.C.の表計算ソフトで作成されており、学生にメディアセンターのシステムを利用し電子ファイルとして配布され、また入力することができます。先の表1、2はその中のシートの一部です。学生は、半期ごとにこの達成度表を作成し、指導教員に印刷物として学科にファイルを提出します。

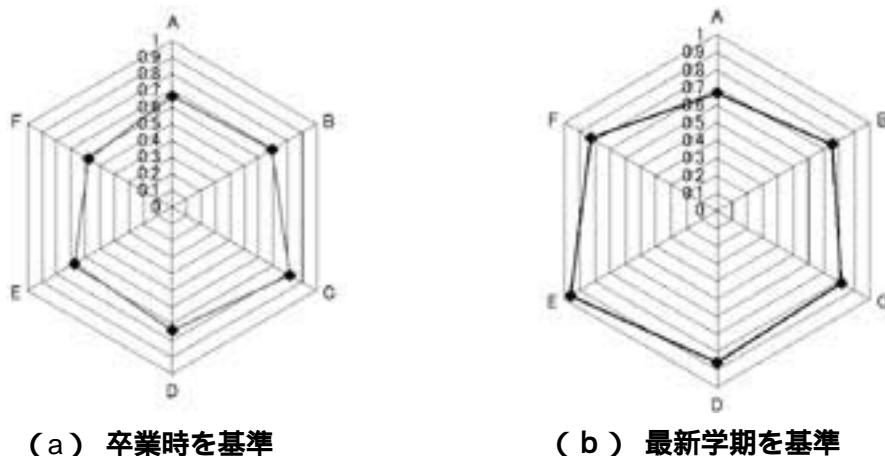


図1 達成度レーダーチャート

教員はこれらの提出された達成度表を基に学生個々の目標達成の状態を把握・指導することができ、学生はこの表より現在の状態を把握するだけでなく、表2の科目・学習・教育目標関連表などを参考にして達成度がシミュレートでき、科目選択などの学習計画を立てやすくなります。また、そこでは次学期の目標を記入し履修担当教員に提示・面談することになっています。これらのことより、教員、学生において目標達成度表を有効に利用することができます。また、このように評価することで、目標達成の最低水準をチェックするだけでなく、より高い水準を目指すものとして利用できます。

この運用を開始し、2年を経過していますが、運用状況は順調であり、ほとんどの学生が毎回自主的に提出しています。また、この達成度表を作成することによる、学生・教員への効果についてはまだ十分な調査を行っていませんが、JABEE(日本技術者認定機構)による、教育プログラムによる審査において一定の評価をいただいております。今後、運用を重ねデータを集積し分析することにより、学生への教育指導や、学科の教育プログラムへのフィードバックに生かそうと考えています。最後に、このシステムを作成・運用するに当たり学生支援部教務課、工学部学務チームのご協力なしには行えなかったことを申し添えます。

2. アサーティブ・コミュニケーション

周囲の人々について自分の思いばかりを言い過ぎたために「ああ。言わなければよかった」と意気消沈してまったり、反対に「ちゃんと言っておけばよかった」と後悔したりすることは誰にもでも思い当たることです。また、概してこのような「言い過ぎ」や「言いそびれ」はつい繰り返してしまい、「こんな性格だから」と自分に腹を立てることもあるでしょう。このような言動は人間関係を積極的・主体的なものとしなくなる要因の一つです。一般に、自己表現方法は3種類に分類されています。第1に自分が正しいことに固執した攻撃的な話し方、第2に相手が正しく自分を押しえた受け身の話し方、第3に自分のことを考え相手のことも思いやる、アサーティブな話し方（非攻撃的な自己主張）です。これらの表現方法はこれまでの経験に基づくものが多く、今後の経験により変容可能です。それには、自己の表現の特徴を理解し、自分の感情をコントロールしながら、適切な表現方法を取得するよう体験的な訓練をすることが必要です。それを通してアサーティブネス（非攻撃的な主体的自己主張）態度が身につきます。

3. アカデミック・ハラスメントとは

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場において、教育・研究上の優越的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害することです。例えば……

1. 卒業・進級妨害（学生の進級・卒業・修了を正当な理由無く認めないこと。また正当な理由無く単位を与えないこと。）
 - ・ 卒業研究を開始して間もないのに、早々に留年を言い渡す。
 - ・ 理由を示さずに単位を与えない。
 - ・ 卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させる。
 - ・ 「不真面目だ。」「就職活動をした奴は留年だ。」という口実で留年させる。
 - ・ 卒業研究は完了しているのに“お礼奉公”としての実験を強要し、それを行わなければ卒業させない。
2. 選択権の侵害（就職・進学への妨害、望まない異動の強要など。）
 - ・ （指導教員を変更したいと申し出た学生に）「俺の指導が気に入らないなら退学しろ。」
 - ・ 指導教員を途中で変更したら自動的に留年。
 - ・ 本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを押しつける。
 - ・ 就職や他大学進学に必要な推薦書を書かない。
 - ・ 就職活動を禁止する。
 - ・ 会社に圧力をかけて内定を取り消させる。
3. 指導義務の放棄、指導上の差別
 - ・ 「放任主義だ。」と言ってセミナーを開かず、研究指導やアドバイスもしない。
 - ・ 研究成果が出ない責任を一方的に学生に押しつける。
 - ・ 論文原稿を渡されてから何週間経っても添削指導をしない。

- ・ 測定を言いつけるが、その試料がどんな物で何が目的なのか尋ねられても説明しない。
- ・ 嫌いなタイプの学生に対して指導を拒否したり侮蔑的言辞を言ったりする。

4. 研究成果の搾取

- ・ 加筆訂正したというだけなのに、指導教員が第一著者となる。
- ・ 実験を行う・アイデアを出すなど研究を主体的に行って、その研究に最も大きな貢献をした者を第一著者にしない。
- ・ 第一著者となるべき研究者に、「第一著者を要求しません。」という念書を書かせる。
- ・ 著者の順番を教授が勝手に決める。
- ・ その研究に全くあるいは少ししか関わっていない者を共著者に入れることを強要する。
- ・ 「俺の名前を共著者に入れろ。」
- ・ 学生が出したアイデアを使って、こっそり論文を書く。

5. 精神的虐待（本人がその場に居るか否かにかかわらず、学生や部下を傷つけるネガティブな言動を行うこと。発奮させる手段としても不適切。）

- ・ 「お前は馬鹿だ。」
- ・ 「(論文を指して)幼稚園児の作文だ。」
- ・ 「(研究を指して)子供の遊びだ。」
- ・ 「こんなものを見るのは時間の無駄だ。」
- ・ 「セミナーに出る資格がない。出て行け。」「死んでしまえ。」
- ・ 「君は(出来が悪いから)皆の笑い者だ。」
- ・ 学生や部下が持ってきた論文原稿をゴミ箱につっこむ、破り捨てる、受け取らない、きちんと読まない。
- ・ 学生や部下が出したアイデアに全く検討を加えず、それを頭から否定する。
- ・ ささいなミスを大声で叱責する。

6. 暴力

7. 誹謗、中傷

- ・ 「彼みたいなやつが就職できるわけがない。」
- ・ 「 と一緒に仕事をすれば、あなたの評判が落ちますよ。」と周囲に言いふらす。
- ・ 「あの人は頭がおかしい。」
- ・ 「××学を専攻する人にたいした人はいない。」
- ・ 職務上知りえた学生の個人情報や学生に告げてまわり、結果として大学での当人の居心地を悪くさせる。
- ・ 虚偽のうわさを流す。怪文書を配る。

8. 不適切な環境下での指導の強制

- ・ 午後11時からなど深夜に指導を行う。
- ・ 必要のない徹夜実験や休日の実験を強要する。
- ・ 指導するからと言ってホテルの一室に呼びつける。
- ・ 他人の目が行き届かない状況で個人指導を行う。
- ・ 演習・セミナーの時間が他研究室と比べて異様に長く、くどくどと叱責を行う。

9. 権力の濫用

不当な規則の強制

- ・ 他の人や先輩に実験手法を教えてもらってはいけない。
- ・ 研究に関して人と相談することを一切禁止する。

- ・ 日曜日に研究室に来ないと留年。
- ・ 夏休みは指定された3日だけ。それ以外に休んだら留年。
- ・ スキー禁止。テニス禁止。アルバイト禁止。
- ・ 「 とは一切口をきくな。」

親密な関係の強要

- ・ 「食事に付き合わないと指導しないよ。」
- ・ 「ドライブに付き合ったら出張を認めよう。」
- ・ 「手作りケーキを持ってきたらいい点をあげよう。」

不正・不法行為の強要

- ・ 空バイト・空謝金（アルバイトをしたという架空の書類を学生に作成させ、不正に研究費を引き出すこと）などの金銭的不正行為の強要。
- ・ 研究データの捏造・改ざんの強要。

権力の濫用（その他）

- ・ プライベートな行動に付き合うことの強制。
- ・ 送り迎えの強要。
- ・ 教授が行う学会発表のデータ作りを、共著者でない学生に徹夜で仕上げを強要。
- ・ 会議や行事など、必要な情報を故意に教えない。
- ・ 物品等の管理を過剰なまでに厳格に行う。試験管1本まで厳密に管理して、不足する度にいちいち取りに来させる。

10. プライバシー侵害（プライベートを必要以上に知ろうとしたり、プライベートなことに介入しようとしたりすること）

- ・ 家族関係・友人・恋人のことなど、プライベートについて根掘り葉掘り聞く。
- ・ 交際相手のことをしつこく聞き、「そういう人はやめたほうがいい。」などと勝手なアドバイスをする。

11. 他大学の学生、留学生、聴講生、ゲストなどへの排斥行為

- ・ （担当者の了解をとり、ゼミに参加した他大学の学生に向かって）「外部の人間は出て行け。」「ここはあなたのようなレベルの低い人がくるところではない。」「自分のゼミに帰れ。」
- ・ 属性や身分（留学生、社会人学生、聴講生、科目等履修生、研究生、研修生など）によって差別的な待遇をしたり、それを正当化しようとしたりする。（例：「聴講生は発言を控えてほしい。」）

12. その他

- ・ 教員同士の個人的な確執による鬱憤を、相手が指導する学生へ不利益を被らせることで晴らそうとする。
- ・ 学生一般の軽視、学生に対する侮蔑「学生の目的は就職なんだから、修了さえさせれば教育の内容はどうでもいい。」「説明を与えなければ、学生はこんなものだと思って勝手に納得するんです。」「うちの学生はアホばかりだ。」

特定非営利活動法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク (NAAH)

策定アカデミック・ハラスメント防止対策ガイドライン（2004年4月1日）より一部を抜粋

<http://www.naah.jp/> NPO アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク

4. 課外活動

課外活動の理念

愛媛大学は「課外活動」の理念を次のようにとらえています。「大学は単に知識や技術を学ぶだけでなく、自主的な学生自身による活動を通じて、学生同士の人間的交流を深め、将来社会人として責任ある行動を取ることができるような豊かな人間性を持ち、心身ともに健康で有能な若者を育成する任務を負っており、その中で課外活動は大学教育の重要な一部と位置付けられる。課外活動は学生が自主的に行うべきものである。しかし、その活動が有益かつ効果的に行われるためには、大学側の適切な指導・援助、活動の場の提供等が必要であり、そのような観点に立った積極的な援助が不可欠である。」(愛媛大学学生部「自己点検・評価報告書」平成9年)

以上の理念を踏まえつつ、学生担当教員として、課外活動に関して適切な助言・指導をお願いします。なお以下に、助言・指導に資するであろう事項を示します。

課外活動と顧問教員

大学における課外活動は正課外の教育として、学生の人間的な成長を図るべく側面から援助することを目的としたものであり、大学教育の一環として位置付けられています。

顧問教員については、一般的には課外活動を行う学生団体に、教育的な立場で指導をお願いするとともに、団体の正常な活動を助成する役割を果たすものであると考えられます。

学生の幅広い知識と豊かな人間性を涵養するため、課外活動の意義と必要性がますます認識される現状において、課外活動に対する一層の理解と支援をお願いします。

課外活動のルール

1) 学生団体の設立

学生の団体を設立しようとするときは、所定の様式「学生団体設立願」を所属する学務チームに提出し、学部長の承認を受けさせてください。ただし、その団体の構成員が2学部以上にわたるときは、学生生活課に提出するよう指導してください。

2) クラブ活動賠償責任保険

部長、監督、キャプテン等が、管理、指導中のミスのため、学生の生命若しくは身体を害したことについて、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補填される保険制度です。全学団体に関しては、加入を義務付けていますので、必ず加入するよう指導してください。なお、詳細については学生生活課に問い合わせよう指導してください。

3) 学生団体承認期間の更新及び届出事項の変更

学生団体承認の有効期間は、当該学生団体が承認を受けた翌年度の5月末日となっていますので、所定の様式「学生団体承認期間更新願」を学生生活課で受け取り、更新手続きをするよう指導してください。

4) 学生団体の解散

学生団体が解散するときは、「学生団体解散届」を学生生活課に提出するよう指導してください。

5) 集会又は行事等の開催

学内・外で集会または行事を開催しようとするときは、実施日の3日前までに「集会行事等開催届」を学生生活課に提出するよう指導してください。

特に、音楽会やダンスパーティー等を開催する場合には、内容によっては、県税事務所・著作権

協会への届出等の必要な場合がありますので、なるべく早く学生生活課で相談を受けるよう指導してください。

6) 学生団体の合宿及び遠征

学生団体が学外で合宿又は遠征しようとするときは、実施日の3日前までに「合宿・遠征届」を学生生活課に提出するよう指導してください。

7) 施設・備品の使用

施設や備品の使用については、当該施設や備品の管理を担当している係に、「使用願」を届け出てから使用するよう指導してください。

8) 掲 示

学内において掲示（立看板を含む）をしようとするときは、学生生活課に届けるよう指導してください。

9) 拡声器の使用

学生または学生団体が学内において拡声器を使用する等音響を伴う行為をしようとするときは、学生生活課に届けるよう指導してください。

課外活動物品の貸出

教育学生支援部では課外活動用物品の貸出を行っておりますが、貸出は予約制（貸出1か月前）です。学生生活課へ申し出て予約を行い、使用開始の3日前までに借用手続きを完了するよう指導してください。

学生の定例行事

主な行事は次のとおりです。積極的に参加するよう指導してください。

7月 四国地区大学総合体育大会

9月 サークルリーダー研修会

11月 学生祭

12月 駅伝競争大会

中・四国国立大学音楽・美術連合行事

自治会活動

大学は、教養教育や専門知識を学ぶばかりでなく、学生生活の中で起こるいろいろな問題を正しく認識し、自己の判断と責任において処理する訓練の場でもあります。自治会活動はそのような訓練の場としてふさわしく、学生にとっては重要な意義をもつと思われます。

本学の自治会及び構成員は、次のとおりです。

愛 真 会 …… 法文学部学生

医学部学生自治会 …… 医学部学生

農 学 部 愛 生 会 …… 農学部学生

ボランティア活動

ボランティア活動は、社会福祉に限らず、教育、文化、スポーツ、国際交流、環境問題への取り組みなどの幅広い活動を通じて、学業だけでは学べない多くのことを体験でき、自己形成の上で極めて重要です。

またボランティア活動歴があるか否かは、教員採用試験のみならず、多くの就職試験に影響すると考えられます。積極的に参加するよう指導してください。ボランティアの紹介・相談については、学生生活課（第二学生サービスセンター）で受け付けています。また、第一学生サービスセンター前

の掲示板には、ボランティアコーディネーター（学生）による、ボランティア情報を掲示していますので、利用してください。ピア@カフェ（学生による学生支援室）でも情報を提供していますのでお問合せください。

なお、本学におけるボランティア団体には次のようなものがあります。

1) 全学団体

スチューデント・キャンパス・ボランティア (SCV)

スチューデント・キャンパス・ボランティアは、教員・事務職員の支援を得ながら、自分たちの問題を自分たちで解決していく、愛媛大学公認のボランティアスタッフです。現在は下記の9グループで活動・募集をしています。受付窓口はすべて教育学生支援部学生生活課（第二学生サービスセンター）です。

愛媛大学学生メンターズ (ESMO)

目的：愛媛大学をより良くするために、大学と学生の橋渡しとなる。

活動：キャンパス清掃の企画・実施、ピア・サポートデスク（学生による何でも案内）の設置・運営、授業のモニター活動、学長との座談会参加、高校生体験入学のサポート等

火曜ナイトサロン実行委員会 (TNS)

目的：松山から発信する文化を創る。学生・教職員・市民相互の交流の場を設ける。

活動：火曜日の夜に行うイベントの企画・運営

国際交流コーディネーター (ICO)

目的：留学生と日本人学生との交流の場を提供する。

活動：インターナショナルチャットルームの企画・運営

愛大ボランティア・オーガニゼーション (AIVO)

目的：学生にボランティア情報を提供し、よりボランティアに親しんでもらう。

活動：ボランティア情報掲示板（ピア@カフェ前）の更新、地域のボランティア組織との関係づくり

障害学生支援ボランティア (HSSV)

目的：障害のあるなしに関わらず、全ての学生がより良い学生生活を送れるようにする。

活動：障害を持った学生の支援、ノートテイク、移動補助、等

メディア・サポーターズ映像部 (MSBT)

目的：学生による番組コンテンツ作りと愛媛大学内外の映像の作成と配信

活動：学内の映像を通じた広報活動

メディア・サポーターズ出版部 (MSPT)

目的：大学内の広報支援活動を行う。

活動：学内広報誌『愛U』の編集・出版

キャリア・サポーター (CS)

目的：就職支援を通して、愛媛大学生が、自分らしい生き方を手に入れるサポートをします。

活動：職業を考える場の提供・就職活動支援

図書館サポーターズ (LS)

目的：愛媛大学の学生に上手に図書館を利用してもらえるようサポートします。

活動：附属図書館内で、図書館案内ガイド、本の修繕手伝い、書評を書く活動

ボランティアサークル「すくすく」

活動内容：健常児・障害児のキャンプ指導、託児ボランティア

学生赤十字奉仕団

活動内容：児童養護施設スタッフ、献血

2) 学部団体

児童文化研究会（教育学部）

活動内容：子ども会支援、紙芝居・人形劇

教育学部手話サークル「しゅわくりいむ」

活動内容：各種障害者団体との交流

3) その他

生協学生委員会

活動内容：履修指導、新入生・受験生生活サポート、保護者向け説明会補助

5. 障害学生の支援

授業に際しての一般的なお願い事項

- 1) 学生が受講登録を行った段階で、共通教育チームより授業担当教員に、障害学生の受講人数、障害の状態、授業で配慮をお願いしたい事項等を通知いたします。また、障害学生から個別的な要望がある場合は、その内容を授業担当教員にお知らせします。
- 2) 授業開始時に、障害学生と話し合いの時間を持ち、学生の要望や必要な配慮事項、支援ボランティアの配置の有無等についてご確認ください。
- 3) 障害学生の受講に際しては、学生のニーズに応じて、ノートテイク（授業内容を書き取る人）手話通訳、移動介助などを行う支援ボランティアが配置されます。支援ボランティアの中心は本学の学生ですが、ボランティアが不足しているため、その授業を一緒に受講しているクラスメートが支援を行っていることが多いというのが現状です。支援ボランティアについての理解とご協力を頂きますと共に、支援を行う学生自身がその授業を受講しているかどうかの確認をお願いいたします。
- 4) 授業担当教員による配慮に加えて、同じ授業を受講する一般学生の理解と援助を求める働きかけも合わせてお願いいたします。
- 5) 障害学生の授業支援に関する教員のための相談窓口

支援委員会では、2002年度より、教育学部障害児教育講座の協力のもとに、障害学生の授業を担当される先生方の相談窓口を設けています。障害学生の受講に際して、疑問点や問題点がございましたら、お気軽にご相談ください。

【連絡先】

障害者修学支援委員会 高橋 信雄 教授（委員長） 927 - 9514

（E-mail）nobuo@ed.ehime-u.ac.jp

教育学生支援部学生生活課（第二学生サービスセンター） 927 - 9099

（E-mail）nandemo@stu.ehime-u.ac.jp

聴覚障害学生に対する配慮と支援

1) 聴覚障害学生と補聴器

聴覚障害学生は補聴器を装用していますが、補聴器は音を大きくする役割しかありません。そのため、ラジオのボリュームを上げ過ぎると余計に聞き取りにくくなるように、音の有無は分かっても、必ずしもコトバがはっきりと聞こえるわけではないのです。また、個人用補聴器は1対1の会話では役立っても、授業場面では話者との距離が遠すぎて、効果が薄くなります。「補聴器をつければOK」ではない点を、まずご理解ください。

2) 聴覚障害学生に必要な情報

聴覚障害学生は、補聴器からの情報と視覚的な情報（話者の口の動き・板書・OHP・配布資料など）をあわせて授業内容を理解しています。聴覚の障害が重くなるほど、視覚的な情報の比重は増します。このように、聴覚障害学生は情報の多くを視覚に頼っていますので、次の点にご配慮ください。

学生の方を向いてははっきりと口を動かし、ややゆっくり目に話してください。

授業内容を分かりやすく示した資料を手渡していただくと大変役立ちます。授業用の講義録のコピーを授業の始めにお渡しいただいても結構です。

授業中に作業等が入る場合は、作業課題の内容が理解できているかどうかを、本人に確認してください。

聴覚障害学生は、教員の話が聞いているとき（口元を見ているとき）はノートがとれません。

逆に、ノートを取ったり資料を見たりしているときは教員の口元を見ることができません。できるだけノートをとる時間的な余裕を与えてください。

* 避けていただきたいこと

ア) 板書しながら話す …… 口元が見えないので聴覚障害学生には全く理解できません。

イ) 部屋を暗くする …… 視覚情報が遮断されて何も分からなくなってしまいます。

3) ノートテイク支援

聴覚障害学生の受講に際しては、学生の両脇に2名のノートテイク・ボランティアを配置し、授業を少しでも多く理解できるように支援しています。ボランティア学生は交代で講義内容をノートに書き、聴覚障害学生はそれを見て教員の話す内容を理解します。しかし、文字を書くには時間がかかるため、授業内容の全てを書き取ることはできません。また、教員の話す速度が速すぎると、ノートテイクがついていけなくなってしまいます。

ノートテイク支援が行われているときは、ゆっくり目の速度で話すようにしてください。教員の話にノートテイクがついていけているかどうか、ときどき確認していただくと助かります。

授業の始めに、その日の講義の流れを示す講義概要や配布資料を、聴覚障害学生とノートテイクの両方に手渡して頂くと、大きな助けとなります。

4) FM補聴器の使用

学生によっては、FM補聴器を使用する場合があります。FM補聴器は、話者がつけたピンマイクから無線で学生の補聴器に直接音声を伝えます。FM補聴器を使用するときは、学生からピンマイク装着の申し出がありますので、ご協力をよろしくお願いします。なお、FM補聴器は、話者の声が聞き取りやすいという長所を持つ一方、マイクをつけている人以外の人の声が聞こえないという欠点もあわせ持っています。

5) 聴覚障害学生がいちばん困る場面

ビデオの視聴場面

聴覚障害学生がいちばん困るのがビデオの視聴です。ノートテイクや手話を見ているときは画面を見られませんが、画面を見ているときはノートや手話を見ることができません。もっとも効果的な支援は、画面に字幕を挿入することですが、それには設備・時間・費用がかかります。そこで、現実的な支援方法として、授業で用いるビデオを1週間ほど前に聴覚障害学生に貸し出し、支援ボランティアと一緒に前もって視聴させることが考えられます。事前の貸し出しが困難な場合は、授業が終わったあとに貸し出して、内容を理解できるようにしてください。

ディスカッションの場面

ディスカッションでは、会話が連続する上に、話者の位置や話者との距離が様々なため、内容の聞き取り・読み取りが極めて困難です。ディスカッションの進行にあわせたノートテイクは難しく、たとえできたとしても、聴覚障害学生の理解はリアルタイムの会話から常に遅れることとなります。この問題を解消するためには、十分な通訳能力を持つ手話通訳者の配置が必要ですが、手話通訳者の確保が難しいことと、予算面の問題から配置が困難な現状です。そこで、最低限の援助として、ディスカッション場面では、以下の配慮をお願いします。

ア) 発言者に、聴覚障害学生の方を向いて、ゆっくり目に話すように指示する。

イ) 複数の人が同時に発言しない。発言と発言の間には少し間を置いてもらうようにする。

ウ) 学生の発言が筋道立っていないときは、教員が内容を整理・要約して確認する。

外国語の授業

ノートテイクや手話通訳による対応が困難ですので、できるだけ板書してください。また、聴覚障害学生はListeningができませんし、Oral Expressionも難しいことが多いので、試験等では代替課題で対応していただくようお願いいたします。

音楽・音

通訳のしようがなく、対応が不可能です。聴覚障害の程度によっては、特殊な方法を用いることで、聞こえるようになる場合もありますので、必要な場合は障害者学修学支援委員会にご相談ください。

6) 体育実技

体育実技は、ルールが明確な上に、周囲の人を見ながら行動できますので、聴覚障害学生にとって比較的わかりやすい授業です。ただ、進行・手順が複雑な場合や途中で指示が必要な場合は、その内容を近距離で、1対1で伝えていただくようお願いいたします。

7) 手話通訳

現在のところ、聴覚障害学生の授業支援はノートテイク・ボランティアの配置にとどまっていますが、障害者学修学支援委員会では、将来、必要に応じて手話通訳をつけることも計画しています。手話通訳は、外国語の通訳と同じで、十分な通訳ができるためには、長年の研修と努力が必要です。そのため、手話通訳の配置にあたっては、十分な能力を持つ通訳者の派遣を学外の団体に依頼するほかなく、それには謝金が必要となります。この点についてのご理解を、どうかよろしく願います。

視覚障害学生に対する配慮と支援

1) 障害の状態の理解

ひとくちに視覚障害と言っても、その状態は様々で、光の有無が分かる程度の全盲の人から、拡大文字を使えば読みが可能な弱視の人まで、いろいろな人がいます。視覚障害学生の受講に際しては、まず学生と話し合っ、視覚的ハンディの状態と学生が用いている学習手段(例:点字なのか、拡大文字なのか)授業場面での配慮事項に関する学生からの要望を確認するようにしてください。

2) 環境の整備

視覚障害の学生の受講では、教室までのアクセス、教室の照明の状態や座席の位置が問題となります。

視覚障害の学生が登校して教室に来るまでの間には、不法駐輪自転車、廊下に置かれたロッカーや荷物など、様々な障害物が横たわっています。教室へのアクセスに問題がないかどうかをご確認ください。

弱視の人にとって、照明は非常に重要です。照明が暗ければ見えませんし、逆に、明るすぎても、眩しくて見づらくなってしまいます。どの程度の照明が適切かは一人ひとり違っていますので、教室の照明について学生の意見を聞くようにしてください。

教室内での座席の位置については、学生の要望を聞いてください。

3) 教材等に関する配慮

授業で用いる教材については、以下の配慮をお願いします。

弱視の学生に対しては、配布資料やOHP提示資料、板書内容などを、拡大文字で印刷した別刷資料の形で手渡していただくと助かります。全盲学生の場合は、どのような配慮が有効かを本人や支援委員会とご相談ください。

テープレコーダー等による授業の録音など、学生が代替的な手段の使用を申し出た場合は、使用をお認めください。

教室で映写されるビデオ教材は、視覚的な把握が難しいことが多いので、授業前もしくは授業後に学生に貸し出すなど、内容理解への配慮をお願いします。

コンピューターを使用する授業では、弱視学生の場合、拡大ソフトの入った自分用のパソコンを用いていますが、大学のネットワークとの接続がうまく出来ずに困る場面が多いようです。ネットワークへのアクセスに関する配慮をお願いいたします。

4) その他の配慮事項

試験については、視覚的ハンディの状態に応じて、試験時間の延長、代替課題や代替レポートによる評価などの配慮をお願いします。

体育実技に関しては、学生と話し合いをもち、視覚的ハンディの状態に応じた活動の選択や配慮を行うようにお願いします。

運動障害学生に対する配慮と支援

1) 教室へのアクセス

運動障害を有する学生、特に車椅子を使用している学生でまず問題になるのは、教室へのアクセスです。

視覚障害学生と同様に、教室へのアクセスに問題がないかどうか確認してください。一般の人には気づきにくい小さな段差や狭い通路なども、車椅子の通行には大きな障害となります。アクセスに大きな問題がある場合は、共通教育チームとも相談の上、教室変更等の措置をお願いします。

す。

運動障害を持つ学生の移動は、公共交通機関の混雑状況、道路の渋滞状況（自家用車通学の場合）、キャンパス内の状況（混み具合や障害物）によって、時間が大きく左右されます。学生が授業に遅刻した場合は、その理由を確認するようにしてください。

座席については、学生と相談して、車椅子で出入りしやすい場所を指定してください。

2) 授業場面での配慮

車椅子を使用する学生に対しては、移動介助ボランティアによる支援、上肢機能に障害のある学生についてはノートテイク支援が行われる場合があります。理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

運動障害学生の中には、言語障害を併せ持つ人も多くいます。言語表現が不明瞭で聞き取りにくかったり、言語表現に長い時間を要したりする場合は、質問を E-mail で受けつける、発表場面では文書で発表させるなどの配慮をしてください。

上肢障害のために書くことに時間を要する人については、次のような配慮が役立ちます。

ア) 講義概要や板書内容をまとめた配布資料を授業前に手渡す。

イ) ノートテイク用のパソコンの使用やテープレコーダー等による授業の録音を認める。

ウ) 授業中に書かせる小レポートは、記入時間を延長するか、後日の提出とする。

エ) 試験については、試験時間を延長するか、代替レポートで対応する。

パソコンを使用する授業では、学生が自分用のパソコンやマウスの代替機器（トラックボールなど）を持参する場合があります。それらの使用とネットワークへのアクセスにご配慮ください。

体育実技に関しては、学生と話し合いをもち、身体的ハンディの状態に応じた活動の選択や配慮を行うようにお願いします。

3) その他の配慮事項

運動障害を有する学生は、移動の負担の大きさや身体的なハンディから、一般の学生にくらべて疲労しやすく、体調を崩しやすい傾向があります。授業中、体調に問題がないかどうか、学生の様子に目を配ってください。また、エアコンの温度設定等、室温管理もよろしくお願い致します。

運動障害学生は、トイレに通常よりも長い時間を要します。この点についても、ご理解のほどよろしくお願い致します。

本学の障害学生支援の実態

平成 18 年度、愛媛大学には 12 人の障害学生数が在籍しています。その内訳は、聴覚障害学生は 8 人、運動障害学生（肢体不自由者）は 2 人、その他の障害をもつ学生が 2 人となっています。

聴覚障害学生を支援するノートテイクを行うボランティアは、104 人の登録があり、約 90 人が実働しています。8 人の聴覚障害学生の授業の受講を支援するには、ボランティア数が不足している状況です。特に、理系の専門科目や実習については、その専門の知識がないとノートテイクが難しいという事情があるため、理系学生のノートテイクが不足しています。

6. 発達障害学生の支援

発達障害者支援法

平成 17 年 4 月 1 日、発達障害者支援法が制定されことにより、発達障害者の障害の状態に応じて適切な教育上の配慮をすることが大学に求められることになりました。大学にはすでに発達障害学生が在籍しておりますので、これらの学生に対しては法律に基づいて適切な教育上の配慮をする必要があります。

発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日施行）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（教育）

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

発達障害とは

定義はいろいろですが、大まかに言うと「全般的な知的発達の遅れがない、知的機能は平均かそれ以上である LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症もしくはアスペルガー障害」をさします。

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

文部科学省による定義

学習障害 LD (Learning Disorder または Learning Disabilities)

学習障害とは基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聴、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

（文部省 1999）

注意欠陥・多動性障害 ADHD(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力および（または）衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7 歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

（文部科学省 2003）

高機能自閉症またはアスペルガー障害

高機能自閉症とは、3 歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる、ことを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、

知的発達に遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(文部科学省 2003)

平成 18 年 1 月 13 日開催学生への接し方セミナー資料「学生への接し方 発達障害の事例を中心に」より一部抜粋

7. 交通事故の防止

近年、本学学生の交通事故が急増し、この中で加害・被害両方の立場から死亡事故を含む重大事故が発生しています。

「自分だけは事故を起こさない」との思い込みは、事故につながる要因の一つとなります。今日の危険の多い混合交通の下での運転者は、生命の尊重を基本理念として、主体的・自主的に考え行動できる能力を自ら育成し、それを習慣化することが大切です。交通安全・事故防止への自覚の高まりを切に希望します。

なお、自動車、自動二輪車または原動機付き自転車に乗る学生は、自動車保険（いわゆる任意保険）に加入してください。

交通事故を起こせば、場合によっては、刑罰に処せられると共に大学としての懲戒の対象となります。（以下参照）

重大事故発生状況	学生の処分
○ 軽自動車を運転中、ミニバイクと衝突し、相手を負傷させ、そのまま現場を離れる。	停学 85 日
○ 自動車を運転中、対向バイクの直前を右折して相手を転倒、死亡させる。	停学 14 日
○ 酒気を帯びて自動車を運転中、横から出てきた自動車と衝突し相手を負傷させる。	停学 30 日
○ 自動二輪車を運転中、前方不注意により、道路横断中の婦人と衝突し、死亡させる。	停学 1 か月
○ 自動二輪車を運転中、転倒して対向車と衝突し、本人死亡。	
○ 自動車を運転中、トラックを追い越し後ミニバイクと衝突し、相手を死亡させる。	無期停学
○ ミニバイクを運転中、駐車中のトラックに衝突し、本人死亡。	
○ 自動車を運転中、横断禁止となっているにもかかわらず、道路を横断してきた婦人と衝突し、死亡させる。	停学 14 日
○ 乗用車を運転中、中央分離帯の切れ目から進入してきた男性のバイクと衝突し、死亡させる。	停学 14 日
○ 乗用車を運転中、青信号で右折しようとして、自転車に乗って横断歩道付近を渡っていた婦人に衝突し、意識不明の重体を負わせる。	訓告
○ 国道 196 号線を、2 人乗りオートバイで走行中、男性会社員運転の乗用車と衝突し、オートバイの後部に乗っていた男子学生が、頭を強く打って死亡。	
○ 一方通行である道路を軽自動車で逆走し、対向してきた 17 歳の男性運転のバイクと衝突し、意識不明の重体を負わせる。	停学 14 日
○ 松山市の県道をオートバイで走行中、男性店員運転の乗用車と衝突し、全身を強く打って死亡。	
○ 乗用車を運転していた男子学生が、国道 33 号線三坂峠付近で、中央線をはみ出し、対向してきた大型トラックと正面衝突し死亡。	
○ 県道 48 号線を乗用車で走行中、道路左端を同一方向に向かう自転車があり、追い抜こうとしたとき、自転車が急に中央によってきたため衝突し、相手を死亡させた。	停学 14 日
○ 松山市の国道 11 号線をオートバイで西進中転倒し、中央分離帯に衝突し本人死亡。	
○ 帰省先の大洲市内で乗用車を運転中、右折してきた対向車と衝突し本人死亡。	
○ ミニバイクを運転し登校中、スリップし転倒したところ、並進中の 4 トントラックの後輪で頭部を轢かれ本人死亡。	

交通事故及び違反に対する懲戒の基準

(平成2年9月12日 評議会申合せ)

(目的)

第1 この基準は、本学学生の学内外における交通事故及び違反を未然に防止することを趣旨として、重大又は悪質な交通事故及び違反をした学生に対し公正妥当な処分を行うため、当該学部及び教養部において処分を検討する際の参考として、処分の基準を示すことを目的とする。

(懲戒の種類)

第2 懲戒の種類は、愛媛大学学則第61条第2項に定めるものとする。

(懲戒の基準)

第3 この基準を適用するに当たっては、その事故の原因、態様、結果、影響等を総合的に検討するものとする。

2 交通三悪(飲酒運転、無免許運転及び大幅な制限速度違反(制限速度を25km超過)をいう。以下同じ。)に起因する事故に対する懲戒の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

人を死亡させた場合及び重大な人身事故を伴った場合は、無期停学とする。ただし、特に悪質な場合は、退学処分について検討する。

人を負傷させた場合は、有期停学とする。ただし、特に悪質な場合は、無期停学以上の処分について検討する。

物損事故の場合は、訓告処分とすることがある。ただし、特に悪質な場合は、有期停学以上の処分について検討する。

事故を再度起こした場合は、前各号に定める処分より重い処分とする。

3 前項に定めるもののほか、相当の過失責任を伴う事故に対する懲戒の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

人を死亡させた場合及び重大な人身事故を伴った場合は、有期停学以上の処分について検討する。

その他の事故の場合は、審議の上、懲戒することがある。

4 交通三悪による違反及びその他の違反についても、審議の上、懲戒することがある。

(処分の時期)

第4 懲戒処分は、刑事訴追を受ける場合は、起訴段階あるいは公判段階において、それぞれ大学の処分の有無が考慮される面があること、また、業務上過失傷害及び業務上過失致死事件等にあつては、判決が確定するまでに少なくとも教か月から1年以上の期間を要し、この間、大学において処分を放置し、いたずらに謹慎期間を長びかせることは教育上有益でないこと、さらに大学が行う懲戒は、行政罰及び刑事罰との関係は皆無ではないが、教育作用の一環として独自に行うべきものであること等により、できるだけ早い時期に行うものとする。

(停学の期間)

第5 停学の期間は、次の各号に定めるとおりとする。

有期停学は、おおむね3か月未満とする。

無期停学処分を解除する場合は、停学期間が3か月を下回らないよう配慮する。

附 則

この基準は、平成2年9月12日から実施する。

8. 悪質な勧誘についての注意

大学では学生に対して以下のような注意を与えています。

重要なお知らせ（必ず読んでください）



訪問販売に注意！

下宿先やアパートに、訪問販売と称して、物品の押し売りをする詐欺まがいの悪質商法が横行しています。健康器具、新聞、電話器具など不要なものはきっぱりと断りましょう。しかし扉を開けて、販売員を中に入れたため、怖くなって高額な商品を買ってしまった。返品できないだろうかという相談が毎年あります。まず、部屋のドアは安易に開けない、ドアチェーンロックをする、ドアを開けずに「どちら様ですか？」と聞く、郵便や宅配物の配達以外は「必要ありません。」と断る、などの習慣を身につけましょう。一度代金を払ってしまうとなかなか業者は返金に応じしてくれません。ただしクーリングオフ制度（解約制度）もあります。困ったときは、学生生活課に連絡ください。



宗教団体の勧誘に注意！

宗教団体に所属することは構わないのですが、宗教名を隠してサークルの勧誘をする団体があります。知らないうちに、宗教団体に加入させられ、抜けられなくなるという相談があります。氏名、住所等を記入する際には、よく注意をしてください。



化粧品・エステの勧誘に注意！

街頭等で声をかけられ、化粧品や美容器具の購入を契約してしまったという相談があります。街頭での勧誘には、関心を示さない、「必要ありません」と断るなどの注意が必要です。



学習教材の勧誘に注意！

電話が突然かかってきて、英会話教材の購入を契約してしまったという相談があります。最初は、フレンドリーでも、徐々に、購入を強く迫るようになります。本学には、十分な英語教育のカリキュラムと教材を用意しています。必要でないと感じたら「大学で十分です」と断りましょう。



サラ金・クレジットカードに注意！

消費者金融は、利用者手続の簡便さゆえに注意が必要です。ごくわずかな借金のつもりで消費者金融に手を出し、高金利の支払いのために、他のサラ金業者からお金を借り、雪だるま式に借金が増えていくのがよくあるパターンです。最終的には、巨額の返済に追われ、本人のみならず、家族の生活にも深刻な影響を及ぼします。計画的な家計管理を心がけましょう。

9.

企業宛の手紙・電話（就職活動）

学生の就職活動の支援にご活用ください。

企業あてに手紙を書くこと

	年 月 日
〇〇株式会社（正式名称を書く） 人事部御中	
	資料送付先の住所 連絡先 名前・所属
	表題
拝啓 本文（用件を簡潔に）	
	敬具

OB・OGへの手紙

〇〇様

拝啓 新緑の美しい頃となりましたが、〇〇様にはお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

突然のお手紙で失礼いたします。私は、愛媛大学〇〇学部〇〇学科4年の〇〇と申します。

卒業研究として、〇〇教授のもとで〇〇について学んでいます。そのため、〇〇を生かせる仕事に就きたいと思い、〇〇会社に、かねてより強い関心を持っております。

そこで、〇〇会社について詳しいお話しをお伺いしたいと思っておりましたところ、本学の卒業名簿に先輩のお名前を拝見し、こうしてお願いする次第であります。

お忙しいところ大変御迷惑とは存じますが、一度先輩の御都合のよろしいときにお話しをお聞かせ願えませんでしょうか。

また、御連絡いたしますが、まず書面でお願い申し上げます。

敬具

資料の請求

会社資料送付のお願い

拝啓 新緑の候 御社におかれましては、ますます御隆盛のことと心よりお喜び申し上げます。

さて、私は愛媛大学〇〇学部〇〇学科を来春卒業の予定ですが、大学で学んだことを生かせる職種に就くことを希望しております。

このたび、本学の就職情報室において貴社を知り、大変興味を持っています。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、会社案内などの資料をお送りくださると幸いに存じます。

なお、本年度の資料がない場合は、昨年度のものを参考にしたいと思っておりますので、御配慮くださいますようお願いいたします。

また、郵送料として切手〇〇円を同封いたしますので、よろしくお取り計らいいただきたくお願いいたします。

敬具

会社資料送付のお願い

前略 突然のお手紙で失礼いたします。

私は就職活動のため企業研究を行っております。

貴社の〇〇における事業内容に強い関心を持っておりますので、貴社についてより一層勉強させていただきたいと思っております。

つきましては、会社案内などの資料をお送りいただけましたら幸いです。

お忙しい中、誠にお手数とは存じますが、よろしくお願いいたします。

草々

資料送付のお礼

会社案内などの資料を送ってもらったら、ハガキでも良いから即日、礼状を出すことが礼儀です。

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびは会社案内などの資料を請求いたしましたところ、早速お送りいただき、誠にありがとうございました。貴社の現状が大変よく分かる貴重な資料として、十分活用させていただきたいと想います。

今後とも、よろしく御高配のほどお願い申し上げます。

まずは、取り急ぎ、お礼申し上げます。

敬具

採用内定受諾のお礼

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび貴社に応募させていただきましたところ、早速の内定の御連絡をいただき、誠にありがとうございました。

この上は、御期待に沿えるように頑張るつもりでおりますので、御指導くださいますようよろしくお願いいたします。

早速お礼にお伺いすべきところではございますが、取りあえず書面にてお礼申し上げます。

敬具

採用内定を辞退する場合

採用 辞 退 届

拝啓 御社ますます御隆盛のことと、お喜び申し上げます。

御社受験に際しましては、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。また、このたびは早々に採用内定の通知をいただき、誠にありがとうございました。

さて、御社内定の件でございますが、このたび、他社より内定の通知を受け取り、種々考えさせていただきました結果、誠に恐縮ではございますが、御社の採用を辞退したいと思います。

何とぞ、御理解賜り、御容赦くださいますようお願い申し上げます。

今後とも、御社のますますの御発展をお祈り申し上げます。

敬具

電話の場合

電話する場合は、時間帯に注意する。始業後や終業前の1時間は避けること。

取り次ぎ者や相手に自分の所属・名称をまず名乗り、電話の目的を簡潔に伝える。

用件は、具体的に要領よく話す。あらかじめメモしておくが良い。

大事なことは、復唱して確認する。

復唱するとともにメモすることを忘れないように。

日頃から会話するとき、言葉使いに注意すること。

愛媛大学・就職情報システム内「就職のてびき」より抜粋
<http://info.ehime-u.ac.jp/job/item/index.html>

10. 関係規程

愛媛大学学生生活担当教員規程

平成 16 年 4 月 1 日
規則第 155 号

第 1 条 学生生活担当教員は、担当学生の個人的指導に当たり必要に応じて学部学生生活委員会と連絡するものとする。

第 2 条 学生生活担当教員は、担当学生の履歴・性向により、その能力個性に応じて適切に助言指導を行うものとする。

第 3 条 学生生活担当教員は担当学生の中で適当な者を選び援助させることができる。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

愛媛大学学生準則

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

第 1 章 宣誓書、保証書及び身上報告書等

(宣誓書)

第 1 条 愛媛大学（以下「本学」という。）学生となる者は、所定の宣誓書を入学手続のときに、学長に提出しなければならない。

(保証書)

第 2 条 本学学生となる者は、父母又はこれに準ずる者を保証人とする所定の保証書を入学手続のときに学長に提出しなければならない。

2 保証人又は保証人の住所、その他に異動があったときは、当該学生は直ちに所定の保証書記載事項変更届を学長に提出しなければならない。なお、保証人を変更したときは、その保証人の保証書を併せて学長に提出するものとする。

(学生記録等)

第 3 条 本学学生となる者は、所定の学生記録、入学資格に関する証明書及び写真を入学時に学長に提出しなければならない。

(氏名の変更)

第 4 条 学生は、氏名を変更したときは、直ちに所定の氏名変更届を学長に提出しなければならない。

第2章 学生証

(学生証の交付及び返付)

第5条 入学手続を完了した者には、入学後に学生証を交付する。

- 2 学生証の有効期間が満了したときは、直ちに学長に申し出て、改めて学生証の交付を受けなければならない。
- 3 学生証を紛失したとき又は著しく損傷したときは、直ちに所定の学生証再交付願を、学長に提出して、再交付を受けなければならない。
- 4 卒業又は退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を返付しなければならない。

(学生証の所持)

第6条 学生は、常に学生証を所持し、本学職員の請求があったときは、呈示しなければならない。

- 2 学生証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 3 学生証を所持していない者に対しては、教室、研究室、附属図書館等本学施設の使用を禁止することがある。

第3章 学生生活担当教員

(学生生活担当教員)

第7条 学生は、円滑な学生生活を送るため、学部が定める方法により選任された学生生活担当教員の指導・助言を受けるものとする。

第4章 宿所

(宿所)

- 第8条 学生は、每学期始めの所定の期日までに、所定の宿所届を、所属する学部長に提出しなければならない。
- 2 学生は、宿所を変更したときは、その都度直ちに宿所届を、所属する学部長に提出しなければならない。

第5章 健康診断

(健康診断)

第9条 学生は、本学が行う健康診断を毎回受診しなければならない。

- 2 学生は、健康診断の結果に基づき本学が行う指示に従わなければならない。

第6章 学生団体

(設立の承認)

第10条 学生が、学内において学生の団体(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、所定の学生団体設立願にその団体の趣旨、目的、事業等を明らかにした規約、学生団体調書等指定された書類を添えて、所属する学部長に提出し承認を受けなければならない。ただし、その団体の構成員が2学部以上にわたるときは、当該願書を学長に提出し承認を受けなければならない。

(学生団体承認の有効期間)

第11条 前条に規定する学生団体承認の有効期間は、当該学生団体が承認を受けた日から翌年度の5月末日までとする。

2 学生団体承認の有効期間を超えて存続することを希望する学生団体は、毎年度5月末日までに、所定の学生団体承認期間更新願に必要書類を添えて、学長又は所属する学部長（以下「学長等」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

（学生団体の責任者等の変更及び解散の届出）

第12条 学生団体が承認を受けた期間内に責任者又は顧問教員を変更した場合には、所定の学生団体責任者等変更届を学長等に提出しなければならない。

2 学生団体が解散するときは、所定の学生団体解散届を学長等に提出しなければならない。

第7章 合宿・遠征、集会・行事等

（合宿・遠征）

第13条 学生団体が合宿又は遠征するときは、所定の合宿・遠征届を学長等に提出しなければならない。

（集会・行事等）

第14条 学生又は学生団体が、学内において集会又は行事等（集団示威行動を含む。以下同じ。）を開催しようとするときは、実施する日の3日前までに、所定の集会・行事等開催届を学長等に提出しなければならない。

2 前項の集会・行事等開催届を提出するときは、あらかじめ当該の集会又は行事等に使用しようとする施設（屋外を含む。）の管理者の承認を受けなければならない。

（留意事項）

第15条 学生又は学生団体が、学内において前条に規定する集会又は行事等を開催するときは、本学の教育、研究、診療等に支障がないよう、また施設、設備及び環境を損なうことがないようにしなければならない。

第8章 掲示物及び拡声器の使用

（掲示物）

第16条 学生又は学生団体が、学内においてビラ、ポスター及び立看板等（以下「掲示物」という。）を掲示するときは、当該掲示物に掲示年月日及び掲示責任者名（学生団体である場合には、学生団体名）を明記して、所定の場所に行わなければならない。

2 掲示の期間は1週間以内とし、掲示の期間を経過した掲示物は、当該掲示責任者が速やかに撤去しなければならない。

3 掲示物は、危険を伴ったり、美観を損ねるものであってはならない。

4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、掲示物の掲示場所及び掲示期間については、掲示しようとする施設の管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

（拡声器の使用）

第17条 学生又は学生団体が、学内において拡声器を使用する等音響を伴う行為をしようとするときは、教育、研究、診療等に支障がないようにしなければならない。

第9章 諸施設の使用

（諸施設の使用）

第18条 学生又は学生団体が、本学の諸施設を使用するときは、当該施設の使用に係る規則の定めるところに従わなければならない。

第10章 秩序及び風紀

(秩序及び風紀)

第19条 学生は、個人的及び集团的行動において、法令及び学内諸規則を遵守し、学内の秩序又は風紀を乱すようなことがあってはならない。

第11章 雑則

(所定様式)

第20条 この準則に基づく所定様式は、教育・学生支援機構長が別に定める。

2 前項の所定様式に記載された個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内で使用するものとする。

(読み替え)

第21条 この準則を大学院の学生に適用するに当たっては、次の各号の区分に従って読み替えるものとする。

第8条第1項及び第2項については、「所属する学部長」とあるのは「所属する研究科長」

第10条については、「所属する学部長」とあるのは「所属する研究科長」、「2学部以上」とあるのは「2研究科以上又は研究科と学部」

第11条第2項については、「学長又は所属する学部長(以下「学長等」という。)」とあるのは「学長又は所属する研究科長(以下「学長等」という。)」

(準用)

第22条 この準則は、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び受託研究生等についても準用する。

附則

- 1 この準則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この準則施行の際、既に提出されている宣誓書、保証書、学生記録、学生生活担当教員届及び宿所届は、この準則の規定によって提出されたものとみなす。
- 3 この準則施行の際、既に交付されている学生証は、この準則の規定によって交付されたものとみなす。
- 4 この準則施行の際、既に承認されている学生団体は、この準則の規定によって承認されたものとみなし、その承認期間は平成16年5月末日までとする。

附則

この準則は、平成16年11月16日から施行する。

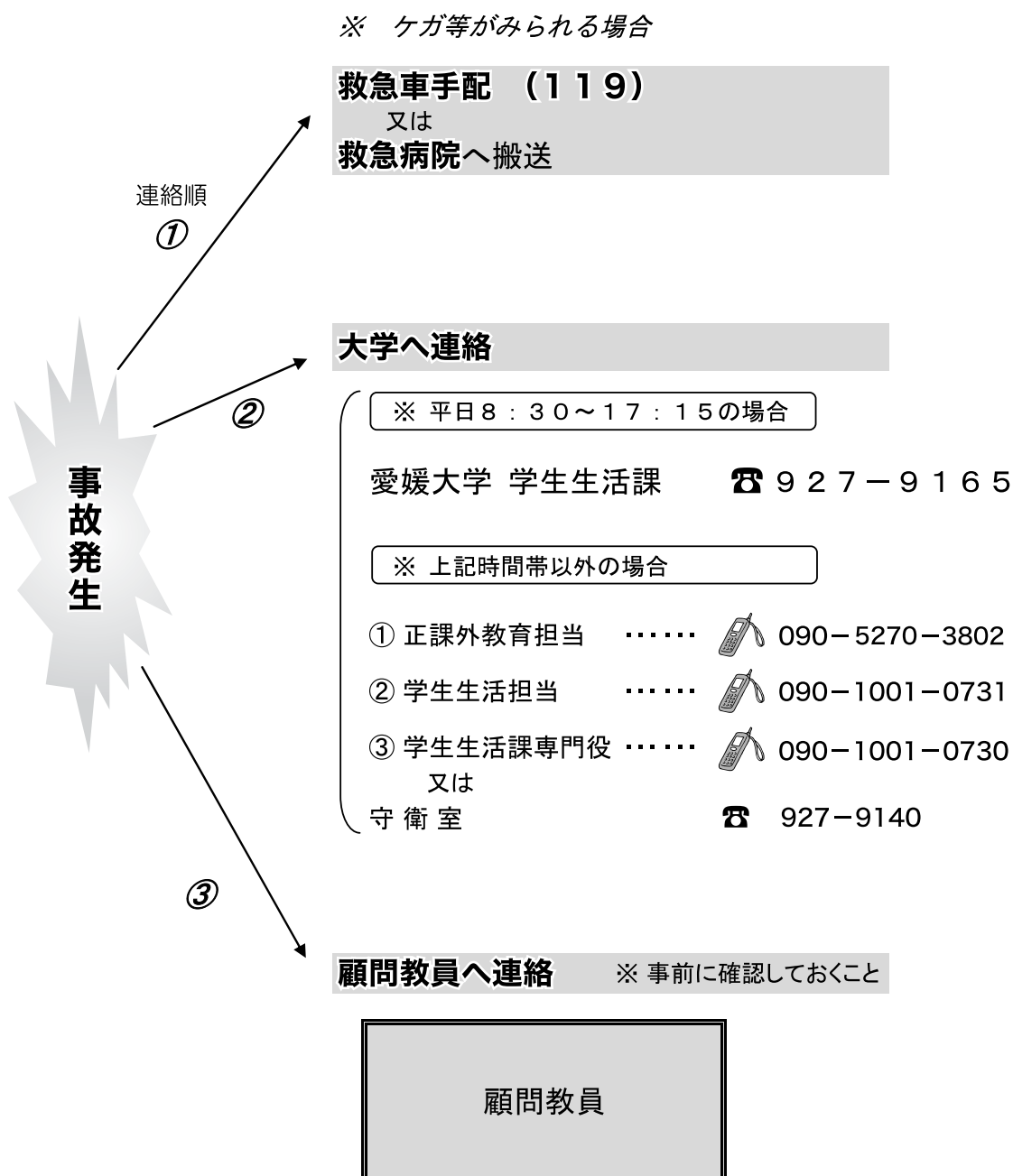
附則

この準則は、平成17年9月14日から施行する。

11. 課外活動等中に事故等があった場合の連絡体制

課外活動等中に事故等があった場合の連絡体制

課外活動中に事故等が発生した場合、次の連絡体制で知らせてください。



学生生活担当教員の手引改編ワーキンググループメンバー

曾我 亘由（愛媛大学法文学部）
松野尾 裕（愛媛大学教育学部）
堀 利栄（愛媛大学理学部）
疋田 慶夫（愛媛大学農学部）
増田 晴造（愛媛大学総合科学研究支援センター）
野本 ひさ（愛媛大学医学部、愛媛大学教育・学生支援機構学生支援センター）
井上 敏憲（愛媛大学教育・学生支援機構学生支援センター）
平尾 智隆（愛媛大学教育・学生支援機構学生支援センター）
平澤 明子（愛媛大学教育・学生支援機構学生支援センター）
青井 玲子（愛媛大学教育学生支援部学生生活課）
青野 治彦（愛媛大学教育学生支援部学生生活課）

学生支援事例・資料提供者

田中 寿郎（愛媛大学工学部機能材料工学科、愛媛大学教育・学生支援機構学生支援センター）…… 事例 2 - 1
八木 秀次（愛媛大学工学部機械工学科）
…… 資料 No. 1
楠元 克徳（愛媛大学総合健康センター）
…… 事例 2 - 5 、資料 No. 4

本ハンドブック作成にあたり、他の先生方からも事例提供に協力いただきましたが、学生のプライバシー保護のためお名前を掲載できませんでした。貴重な事例を提供くださいました先生方に心より感謝申し上げます。

本ハンドブックをより使い勝手のよいものに改善していくために、内容などを見直していく予定です。本ハンドブックや学生支援に関してご意見・ご要望をお寄せください。

連絡先

学生支援センター学生相談オフィス

TEL 927 - 8117、927 - 8970

(E-mail) hirasawa@iec.ehime-u.ac.jp

編集者

野本 ひさ（愛媛大学医学部、愛媛大学教育・学生支援機構学生支援センター）

平澤 明子（愛媛大学教育・学生支援機構学生支援センター）

愛媛大学FDハンドブック
『もっと!! 学生を元気にするために』
学生生活担当教員の手引

発行日 2006年3月31日

編集・発行 愛媛大学教育・学生支援機構学生支援センター
〒790-8577 松山市文京町3番
TEL：089-927-9160

印刷 松栄印刷所

授業のために配布する以外の目的での
本書の無断転写・複写はご遠慮下さい。

